

リース取引を巡る法人課税上の諸問題

瀬 川 福 美

〔税務大学校〕
〔研究部教授〕

目 次

はじめに	5
第1章 リースの沿革及び法的規制	7
第1節 米国におけるリース制度	7
1 リース取引の生成・普及期	7
2 リース取引の飛躍期	9
第2節 日本におけるリース制度	13
1 リース取引の生成・発展	13
2 リース取引に対する規制	15
第2章 リース契約の法的性格	24
第1節 リースの意義等	24
1 リースの意義	24
2 リースのメリット	24
3 リースの仕組み	25
第2節 当事者間の法律関係	27
1 リース会社とサプライヤー間	27
2 ユーザーとサプライヤー間	29
3 リース会社とユーザー間	29
第3節 判例の法理	34
第4節 小括	37
第3章 企業会計の潮流と税務	39
第1節 アメリカ	39
1 企業会計上の取扱い	39
2 税務上の取扱い	41
第2節 イギリス	42
1 企業会計上の取扱い	42
2 税務上の取扱い	43

第3節 ドイツ	43
1 企業会計上の取扱い	43
2 税務上の取扱い	44
第4節 フランス	47
1 企業会計上の取扱い	47
2 税務上の取扱い	48
第5節 リース会計基準の国際的動向	48
1 会計基準統一化の動き	48
2 I A S のリースの意義及び会計処理	49
3 国際的調和への新たなる動き	50
第6節 日本の企業会計の動き	51
1 商法における取扱い	51
2 会計基準の公表	51
第4章 リース課税問題の考察	55
第1節 リース課税問題の特質	55
第2節 実務上疑義のあるリース取引	56
第3節 結論	63
あとがき	67
[参考]	
1 リース取引の取扱い等に関する動き	68
2 主要国におけるリース取引の税務上の取扱い	69

はじめに

リース (Lease) は、文字通り賃貸借のことである。米国では1950年（昭和25年）代初頭に、資産はほしいが金を持たない企業のために当該物件を購入して、その企業に利用させ保守・管理も行わせるというリース専業会社が出現した。その取引は金融に対して物融といわれ、これがいわゆるファイナンスリースである（貸主である資産の所有者が保守・管理を行うこととしている資産の賃貸借はオペレーティングリースという）。

リース会社が日本に誕生したのは、昭和38年であるが、以来リース取引は着実に成長を続け取引額は約8兆円（平成8年）に達している。リース取引の当事者は、一般的にはリース会社（貸主：レッサー）、ユーザー（借主：レッサー）及びサプライヤー（売主）の三者であるが、取引の実態は、賃貸借、消費貸借そして売買といった複合的な性格をもっており、経済的実質に即して税務上の賃貸借に当たるかどうかの判断を行うとしても難しい問題がある。また、レバレッジドリース取引の中には、出資者に割り当てられた損失額が出資額を大幅に上回るといった例も見受けられ、出資者がその割り当てられた損失額をもって他の事業上の所得と相殺するといった取引の組成のしかたについては課税上疑念が持たれるところである。

研究の途中、税制調査会は初めてリース資産についての減価償却の合理性等につき検討課題として取り上げたところであり、平成10年度の税制改正では、リース取引に関する定義、売買とすべきものの範囲等についての規定が設けられた。その内容は、長官通達（昭和53年及び63年）による取扱いをほぼ踏襲したものとなっているが、私法上適法・有効に成立した賃貸借取引を税法上明確な規定もなしに売買とすることに対して強い疑問が提起されていたことからすれば、これは画期的なことである。また、併せて外国法人及び非居住者の国外における業務の用に供するリース資産については、リース期間定額法により減価償却をすべきことが規定されたところである。

本稿では、ファイナンスリース取引のうち税務上なお賃貸借とされるものについて民事上の判例等を参考にその法的性格を明らかにした上で課税上の問題につき考察するが、特にリース制度が生成・発展した米国におけるファイナンスリース取引について判例、税務当局がどのような対応をしてきたのかを検証することにより検討の手掛かりとしたい。

第1章 リースの沿革及び法的規制

第1節 米国におけるリース制度

1 リース取引の生成・普及期

米国では、伝統的なファイナンスリースが生まれる前は、企業が債権を確保するため動産設備に抵当権を設定する方法や所有権留保売買の方法が行われた⁽¹⁾。1860年代にはマーチャンダイジングリースと呼ばれる自社製品の販売促進を目的としたリースが行われ、U.S.マシュナリー社が製靴機械を賃貸した（これがリースの始まりとされている）。IBMが事務器を、ベル電話会社が電話器を賃貸したが、今日でいうレンタルの方法が採られた。この方式は専ら市場支配を目的とするものであり、特許権やノーハウの保全をも目的としていた⁽²⁾。また、リースと類似した車両信託も行われ、1870年代頃までに確立された方式となつた⁽³⁾。

1936年にはセール・アンド・リースバック（又はリースバック）取引が出現したが、これが広く利用されたのは第二次世界大戦後であり、主として不動産が対象となった。企業が自己の所有する財産を売却し即座に当該物件を買主から賃借するものであり物理的な移動がなく契約書上で所有権が移転するに過ぎず、その実態は明らかに財産を担保としたファイナンスリースである⁽⁴⁾。1945年前後には、免税特権を与えられていた公益法人・教育施設や法人税が軽減されていた生命保険会社によって利用されたが、大学等の免税特権の濫用を防止するため1950年に内国歳入法の改正が行われ、リース料収入のうち借入金に対応する部分については免税特権を認めないとされたので利用が大幅に減少した。

1950年代には、企業の必要とする様々な種類の機械設備を対象とするファイナンスリースが普及した。初めてのリース専業会社であるU.S.リーシング社は1952年に設立された⁽⁵⁾。この時期にファイナンスリースが幅広く普及した背景として、①機関投資家として大きく成長した生命保険会社が大

量の余剰資金を長期で有利な投資先に向けるべく探していたこと、②企業に旺盛な設備投資需要があるものの伝統的な長期資金調達手段（株式や社債による方法）ではその需要を賄い切れなかつたことが挙げられる⁽⁶⁾。しかし、リース取引を普及させた最大の要因は、内国歳入庁の告示（1942年制定）による法定耐用年数が非現実的なものとなっていたことにあり、製造業においては機械設備の半分以上が陳腐化・老朽化していたといわれる⁽⁷⁾。米国税法では、減価償却は定額法、生産高比例法のみ認められていたが、1954年に内国歳入法改正により加速度償却が認められることとなった。リースを利用すれば耐用年数を短縮したのと同様の効果が得られ、また、購入による場合に比して機械設備の陳腐化への早期対応が可能になるということから利用が拡大した（因みに、耐用年数の見直しにはなお時間を要し1962年に平均して30%程度短縮された）⁽⁸⁾。

ところで、資産の賃借料について、税務上は、納税者が所有権を有しない資産あるいはエクイティ（持分）を取得していない資産の使用のために支払う賃借料は経費として控除できるという規定が置かれている。裁判例では、リース期間満了時に借主に所有権が移転するリース取引や購入選択権付のリース取引について、借主がエクイティを得ているとして賃借料の経費控除を否認するケースが出てきた。もともとエクイティ条項が規定されたのは、抵当権設定者を排除する趣旨にあったが、裁判所は、これを持分的所有権ないしは実質的所有権の意味に解し、リース取引に関して賃借料の経費控除を認めるか否かの判断基準とした。つまり、借主に実質的所有権があると認められるときは売買と同視するというものであり、内国歳入庁は、このような裁判における事実認定を巡るトラブルを回避するため1955年リース取引につき売買とするかどうかの判定基準を公表した⁽⁹⁾。

この判定基準では、短期間に要求されるリース料支払総額が物件の購入代価の大半に相当するものとか購入選択権付リースにおいて選択権行使時の価額が公正価格（第三者との間で通常売買される額）に比べて名目的であるもの（あるいはリース料支払総額に比べて相対的に僅少であるもの）について

は売買として取り扱うこととしている（41頁参照）。このことは、リース契約で借主への所有権移転を排除することを取り決めていてもそれだけでは借主がエクイティを取得する可能性を妨げないものとされている。

この判定基準が出された直後の租税裁判例として、1959年12月の Starr-Estate 事件がある⁽¹⁰⁾が、その判決要旨は、次のとおりである。

イ 事案は、納税者の工場に取り付けられた火災用スプリンクラーのリース取引に関するものであり、リース期間が5年間でリース料が年1,240ドルとされているほか、次のような取り決めとなっていた。

- ① リース期間満了時に借主が本件リース契約書で定めるすべての条件を誠実に履行した場合には、借主は年32ドルのリース料で引き続き5年間契約を更新する権利が認められる。
- ② 借主が再リースを希望しない場合には、貸主は建物から当該装置を取りはずすために6か月の猶予期間を与えられる。

ロ これに対して、租税裁判所は、年1,240ドルの5年分支払額である6,200ドルは経費控除の対象となる賃借料には当たらないと判示した。その理由は、契約書上、スプリンクラーの所有権を借主に移転しないこととされているが、スプリンクラーの多くは建物と一体として特別仕様で製作されるものであり、仮に貸主が取りはずしを要求したとしても、装置の価値は無視しても差し支えない程度のものである。また、5年経過後における32ドルのリース料は、名目的なものであり保守点検サービス料に過ぎないことが明らかであるとしている。

この裁判において内国歳入庁が主張の拠り所としたのは先述の判定基準であったがそれが裁判所によって支持されたことを意味しており、この判決はその後の税務訴訟におけるリーディングケースとなった。

2 リース取引の飛躍期

1950年代までがファイナンスリースの生成・普及期であるとすれば1960年代は飛躍期であるといえよう。ファイナンスリースを発展させた要因とし

て、①機械設備の近代化・拡充の促進を目的とした投資税額控除制度の創設及び②銀行のリース業分野への進出があげられる。

先に触れたように、1954年に内国歳入法が改正され、減価償却に関して加速度償却が認められたことによってリース取引の魅力が大きく減退したところであるが、1962年には、投資税額控除制度の創設によってリース取引は新たなるメリットが生まれた。この制度は、機械設備への投資額の一定割合を法人税額から控除するものであるが、リース会社や生命保険会社などがその特典を受けてリース料の引下げという形でユーザーに利益を還元することを可能としたからである。また、収益力が十分ありかつ投資税額控除を活用し切れていない企業が貸主になるという形態も生まれるなど投資税額控除は米国のリース産業を発展させる大きな原動力となった⁽¹¹⁾。

更に、リーシング社設立以降、リース専業会社が続々と設立されたが、1963年から銀行にもリース業務が認められた結果、当時の世界最大の銀行であるアメリカ銀行を始め金融機関がリース業分野へ進出し、リース取引が急テンポで拡大した⁽¹²⁾。銀行がリース会社を設立するなどにより全米でリース業務を行うようになったのは1972年からである。米国銀行のリース部門及び銀行系リース会社は、低利で豊富な資金を背景にリース業務に積極的に乗り出し、1960年代後半に出現した長期で巨額な資産を対象とするレバレッジドリースにも進出していった。レバレッジドリースは、貸主が必要資金のごく一部を拠出するだけで税務上の特典を大きく利用できるというメリットがあり、一方事業の性質上固定資産を取得して加速度償却や投資税額控除という税務上の特典を受ける機会の少ない銀行にとってレバレッジドリースは極めて魅力のある投資先であった訳である⁽¹³⁾。

レバレッジドリースの経済的実質は、借主が加速度償却及び投資税額控除の特典を貸主に譲渡する見返りにリース料を安くしてもらうという租税特典の譲渡といえなくもなく⁽¹⁴⁾、課税上の弊害があるため、1969年内国歳入法が改正され、個人の貸主に対しては、加速度償却額が定額法による償却額を超える部分及び貸主が融資者に返済すべき利息がリースによる利益を超える

部分について一定率の特別課税が行われた⁽¹⁵⁾。

しかし、その後も法人によりレバレッジドリースが広く利用され、その弊害を防止するためリース判定基準として1975年に歳入手続規則が公表された。同規則では、賃貸借とされるリースについて、貸主がリース物件の取得価額の20%以上の資金を拠出すること、リース期間は耐用年数の80%以下とすること、残存価額は取得価額の20%以上とすること等のすべての要件を満たすことが必要とされた（41頁参照）。このようなリース取引は真正リースといわれるが、逆にいえばこの基準を満たさないものは売買とされることになる。

レーガン大統領治世下、1981年経済回復法により、1975年のリース取引に関する取扱いが変更された。産業界からその取扱いが厳し過ぎるとの不満が出ていたことから採られた措置であるが、貸主の最低拠出額を10%以上（従来は20%以上）とする等の大幅な緩和策が採られた。このような措置は、例えばIBMがA社の自動車製造設備一式を取得し賃貸するといった例が随所で見られ、国家財政に深刻な影響をもたらしたことから1983年12月31日をもって廃止された⁽¹⁶⁾。更に、この経済回復法では、減価償却について、早期コスト回収制度（ACRS）、すなわち超短期の耐用年数により早期に投下資本の回収を図る制度が導入された。企業の設備投資の促進と生産性の向上を図るため、減価償却資産の区分を原則として3グループにまとめ、償却年数を各10年、5年、3年に簡略化して耐用年数を大幅に短縮した（例えば研究開発関連投資は、最短の3年が適用された）ことから投資税額控除制度と相まって新規投資に対する大きな誘因となった。これらの制度によりリース資産の所有者である貸主がその特典を受けリース料を引き下げることにより借主に利益を還元することが可能であったのでリース取引の発展に大いなる貢献をした⁽¹⁷⁾。

しかし、引き続く財政赤字を受けて1982年の税制の見直しにより投資税額控除の適用範囲が縮減され、リース取引にも少なからず影響が及ぶところとなつた。また、1986年には、リース取引に大きな影響を及ぼす内容を含む大

幅な税制改革が行われた。すなわち、投資税額控除制度については、省エネエネルギー資産等一定のものを除き廃止され、早期コスト回収制度については、償却期間を延長する等大幅な制約が加えられた。この改正により多くの設備等資産の償却期間が延長されて法人税の実効税率を押し上げることとなったが、これは1981年の減税、すなわち早期コスト回収制度と投資税額控除制度の組み合わせによる実効税率の大幅な下落を元に戻したものといわれる⁽¹⁸⁾。更に、リース取引以外にも租税回避を狙ったいわゆるタックスシェルター取引が顕著となつたことから規制措置を講じるべく内国歳入法が改正された（65頁参照）。

以上概観したように、米国においてファイナンスリース取引が普及・発展したのは一義的にはオフバランスシート効果を中心とした財務上のメリットとともに各時代における税務上のメリットが借主である企業によって十分認識されたことに加え、資産は所有にこだわる必要がないという発想の転換との相乗効果によるものといえる⁽¹⁹⁾。しかし、米国におけるファイナンスリース取引の発展は、企業の租税負担の軽減ないしは回避策としてのリースの活用と、これに対する課税面からの規制強化との葛藤を通じて行われてきたことも否めないところである⁽²⁰⁾。

〔注〕

- (1) 安藤次男稿「アメリカにおけるファイナンスリース制度の発展(1) 一主として税務対策との関連において」民商法雑誌78巻3号274頁
- (2) 庄政志著「リースの実務知識」商事法務研究会4頁、松田安正稿「新リース取引の理論と実務」NBL272号46頁
- (3) 車両信託（車両を担保とした金融）は、車両の使用者である鉄道会社と製造業者との間の製造契約、製造業者と信託会社の間における信託契約、そして信託会社と鉄道会社の間における賃貸借契約から成っている。賃貸借期間満了時には、車両は信託会社から鉄道会社に売却されるが、信託会社は瑕疵担保責任を負わず鉄道会社が危険を負担するといった契約が一般的である。
- (4) 安藤前掲稿294頁
- (5) リース事業協会編「リース事業協会10年史」3頁では、U.S.リーシング社の

社長であるヘンリー・ジョンフェルドは、カリフォルニアの食料品加工会社を経営していた際、軍からの大量注文を捌くのに新規の生産設備もなく必要資金もなかつたので機械設備を賃借することを考えついたといわれる。

- (6) 嶺輝子稿「米国におけるリース取引の生成とリース会計の論理」企業会計41巻12号31頁、安藤前掲稿276頁
- (7) 安藤前掲稿277頁
- (8) 宮内義彦著「リースの知識」日経文庫75頁、庄政志前掲著7頁、渋谷博史著「レーガン財政法の研究」東大出版会162頁、舟橋克剛著「レバレッジドリース（日本型）」金融財政事情研究会41頁
- (9) 花堂靖仁稿「新通達と米国税務会計におけるリースの取扱い」税務弘報26巻12号74頁
- (10) 村井正稿「リース取引」税務弘報33巻2号159頁
- (11) 庄前掲著9頁
- (12) 宮内前掲著78頁、庄前掲著8頁、嶺前掲稿31頁
- (13) 宮内前掲著76頁
- (14) 嶺前掲稿31頁、安藤前掲稿301頁
- (15) 安藤前掲稿302頁
- (16) 宮内前掲著84頁
- (17) 嶺前掲稿31頁、渋谷前掲著139頁、福田幸弘著「一大蔵官僚の眼」東洋経済新報社120頁
- (18) 渋谷前掲著141頁
- (19) 嶺前掲稿31頁、南博方・岩崎政明稿「リース取引と税金」・加藤一郎外編「リース取引講座」金融法務財政事情272頁
- (20) 安藤前掲稿401頁

第2節 日本におけるリース制度

1 リース取引の生成・発展

我が国においては、昭和38年（1963年）、開放経済体制を迎えた業界や系列の枠を越えて日本の有力企業が参加するリース会社を発足させたいという理念の基に、銀行、生命保険、損害保険及びメーカーにより初めてのリース専業会社である「株日本リースインターナショナル」（昭和42年に株日本リースに変更）が設立された。また、翌年にはオリエントリース株、東京リース株が設立され、東京オリンピック開催をはさみ40年代半ばからの高度経済成

長い波に乗ってリース専業会社が相次いで設立された。

リース会社創設時の日本では国民感情として物の所有権取得意識が根強く、「使用すれども所有せず」という考え方には抵抗感もあって⁽¹⁾、金融的機能を持ったリース取引が普及していなかったので米国のリース専業会社に知識を求めざるを得なかった。日本リースが米国の自動車リース会社であるリースプランインターナショナル社から、オリエントリースは米国最大のリース会社であるU.S.リーシング社から技術指導を受けることとなつた⁽²⁾。

リース取引の発展に寄与したのは、一つには技術革新のテンポが早く物件の所有権を取得することが経済的に重要な意味を持たないコンピュータを始めとした事務用機器の出現がある。また、リース取引が中小企業の設備投資のために有効な手段であるとして政府が信用保険制度（機械類のリース取引に伴ってリース会社が負うユーザーの信用上の危険を国が一部補填するもので、ユーザー特に中小企業の信用補完をするもの）を創設したことでもリース取引の理解と普及に大きく貢献することとなった。

リース産業の現状をみると、比較的堅実な設備投資需要に支えられて商社、銀行、メーカー等の大資本がリース産業へ進出し、今日ではリース会社は1000社ともいわれており(社)リース事業協会加盟の企業だけでも370社を超える状況にある。機械設備等の調達方法の多様化が企業の課題といわれる我が国では、これらの物件を長期に賃借することにより金融的機能を果たすファイナンスリースが主流となって発展してきた。

今日リース契約高は約8兆円（民間設備投資に占める割合は約10%）であり⁽³⁾、対象物件は情報関連機器が半分強を占めているのが大きな特徴といえる⁽⁴⁾。因みに、米国では、ファイナンスリースを中心として、航空機やコンピュータ、自動車（乗用車、トラック）、コンテナなどの専門分野へ分化して市場規模が年間1300億ドル（1988年）と日本の2倍に及んでいる（民間設備投資額の約30%を占めている）。リース物件の主な内容をみると、先程の物件のほか通信機器、事務機器などとなっており、我が国と様相が異

なっている⁽⁵⁾。米国のリース産業では、経済構造の変化によってユーザーは単に機械設備の調達手段としてのファイナンスリースのほかコンピュータや自動車のような機種についてはサービス供与を伴うオペレーティングリースも盛んに利用されている。

2 リース取引に対する規制

リース契約は、リース会社の普通約款に基づいて締結されることに加え、特にユーザー側のニーズに応じて組成されることから契約形態が区々であり、その法的性格についても様々などらえ方がある。日本におけるリース取引についての税務上の取扱いを見ると、長官通達により規制されてきたところに大きな特色がある。そこで、通達制定に至る背景とその概要を確認した上で平成10年度の税制改正に触れたい。

(1) 背 景

リース取引については、長官通達制定前は個別の事案に即して税務上の取扱いが行われていたが、税務上の取扱いに大きな影響を与えたといわれる昭和43年8月の最高裁判決を確認しておきたい⁽⁶⁾。

本事案は、札幌市が中小企業設備合理化促進条例に基づいて購入した機械（法定耐用年数20年）を中小企業者に5年間貸与し、借主が当初納付金、普通使用料及び特別使用料を完納した場合には、その機械の所有権を借主に無償で移転するというものである。税務当局がこれを割賦販売とみて、借主の損金算入額のうち減価償却超過額部分について更正処分を行ったのを不服として争われたものである。判決は、次の理由から市条例による機械の使用許可に基づく法律関係は、割賦販売に当たるものとしている。

- ① 上告人（納税者）は、札幌市条例に基づく機械の使用許可の法律関係につき使用料等の完納を停止条件とする所有権移転契約と賃貸借契約とが同時になされた混合契約であると主張するが、本件市条例は、市内の中小企業者に機械を設置保有させて企業の設備近代化・合理化を促進す

るものである。

- ② 使用料のうち普通使用料は、当初納付金とともに市が借主のために購入した機械の買入代金の分割弁済を意味し、特別使用料は、未回収部分に対する利息（5%）と認められる。
- ③ 納付金の完済までその機械の所有権を市に留保する定めは、専ら機械買入代金の回収確保のためと解しうる。
- ④ もし機械の貸付けであるとすれば、市条例による機械の使用期間（5年）が法定耐用年数（20年）に比して一般的に短く、しかも使用期間更新のみちもなくかつ使用料が上述のような金額であることは理解しがたい。

実務上は、リース取引の経済的実質に即して賃貸借ではなく延払譲渡（売買）として取り扱われるケースもあったが、リース取引が普及するにつれて、リースを利用した場合における賃借料と資産を購入した場合における減価償却額との損金算入額のアンバランスをどう取り扱うかが大きな検討課題となつたことを踏まえ、国税庁は、昭和43年12月法人税の取扱いに関する次のような長官通達案を公表した。

【新2-2-2（譲渡条件付賃貸にかかる資産の収益帰属の特例）】

法人が資産を賃貸した場合において、その賃貸が次に掲げるような事実に該当するため、その賃貸期間中に支払を受ける賃貸料の額が実質的には当該資産の譲渡の対価の回収であると認められるときは、賃借人から受ける金銭の額をもって賃貸の際に当該資産の譲渡があつたものとして取り扱う。

- ① 当該資産を賃貸期間終了の時において賃貸人に譲渡すること及びその価額が明らかにされていること
- ② 賃貸期間が当該資産の使用可能期間に比し短く定められかつその賃貸期間中に支払を受ける賃貸料の額の合計額がその取得に要した費用の額の相当部分に達すること
- ③ 当該資産が賃貸人以外の者の使用に供することのできないもの、賃

貸期間の終了があっても返還を受けることが困難であるもの等のため、賃借人が当該資産の使用可能期間を通じて使用すると認められること

この通達案がそのまま適用されるとリース業界は大きな打撃を被ることから、通商産業省の仲介によりリース事業懇談会が発足し対応策を協議するとともに、同懇談会から国税庁に対して昭和44年1月次のような陳情書が提出された⁽⁷⁾。

- ① 開放経済下の我が国企業が外国企業との競争で優位に立つためには技術革新、設備の近代化、合理化、資本の充実などが必要であるが、機械設備への投資は資金の固定化を招来し、企業発展の阻害要因となりかねない。
- ② この矛盾を回避し、更には陳腐化に対処するためには欧米先進諸国ではリース制度が極めて重要な役割を果しており、我が国においても国際競争力を強化するという課題に応えるためにも最近リースに対する需要が強まっている。
- ③ 本通達案が実施されると、正しいリース制度の発展が阻害され、リース業界のみならず産業界に極めて重大な影響を与えることになり、リース事業の存立をも否定しかねないので引き続き慎重な審議を願いたい。

リース業界においては、後に(社)リース事業協会となる任意団体が発足し、本件の対応策を協議した結果、昭和45年1月の理事会で「耐用年数に比し、リース期間が極端に短くかつ極めて名目的な再リース契約を伴うなど、実質的に譲渡とみなされるような契約はリースとしない」旨の申し合せが行われた。昭和46年10月にはリース事業協会が通商産業省大臣から社団法人の認可を受けた。

リース取引は、その後も順調に伸びて機械設備等の調達手段として多くの企業に利用されてきたが、ファイナンスリースについては、①リース料によって貸主の物件取得価額及び付随費用の殆どが回収されること、②中途解約が禁止されていることから、その経済的実質は借主がリース物件を

延払で購入したのと同様の効果を有するのではないかという疑問が依然として残らざるを得なかった。すなわち、リース期間がそのリース物件の法定耐用年数に比して相当短い場合には、リース取引を賃貸借と認めると早期償却を認めたことと同様の結果となるので、同一の物件を延払条件付で購入し法定耐用年数で償却する納税者との間で課税上アンバランスが生じることになる⁽⁸⁾との理由で通達が発遣されるに至った。

(2) 長官通達の概要

国税庁では、昭和53年7月20日付直法2-19ほか「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」通達（以下「53年リース通達」という）を発遣したが、その概要は次のとおりである。

イ リース取引の意義

この通達が対象とするリースは、ファイナンスリースであり、その不可欠な要件は、中途解約禁止とフルペイアウト（貸主がリース物件に係る投下資本の殆どを借主からのリース料をもって回収するもの）である。

ロ 売買として取り扱うリース取引

基本的にはファイナンスリースが対象となることから不動産のように移設できないものは賃貸借とは認められない。また、他への販売を目的とした棚卸商品や特定することが困難な少額多量の消耗品等を対象としたリース取引、物件の改良・改造の支払を目的としたリース取引、リース物件の仕様が借主の注文に応じて作られている場合のように借主しか使用できないようなもので返還される予定がないリース取引は賃貸借とは認められない。具体的には次に掲げるものを売買として取り扱うこととしている。

- ① リース期間満了時において無償譲渡等が予定されているもの
- ② 移設不能な建物等に係るもの
- ③ 特別仕様の機械等に係るもの
- ④ 仮設資材のように特定することが困難な少額資産に係るもの

⑤ 購入選択権付のリースで、リース期間が法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものにあっては60%）以下のもの

ハ リース料の一部を前払費用とするもの

法定耐用年数と同じ期間を当初リースと再リースとした場合において、当初のリース期間にリース料を多くし再リース期間にリース料を少なくしたとすれば、費用の前倒し、すなわち早期償却を認めたことと同様の結果になる。このため、購入選択権付ではないがリース期間が法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものにあっては60%）以下のリース取引については適正リース料を超える部分を前払費用として取り扱うこととしている。

二 リースバック取引

リースバック取引は、主として金融の手段としてあるいは利益調整を目的として行われるので、税務上は譲渡がなかったものとして取り扱うことになる。例えば、多額の不良債務を抱える子会社を持つ親会社が、子会社の持つ資産を買い受けてリースバックした場合には、その実態は金融取引であることから貸付金として処理すべきことになる。

更に、国税庁では昭和63年3月30日付直法2-7ほか「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達（以下「63年リース通達」という）を発遣した。いわゆるレバレッジドリース取引に対処するものであるが、リース期間を法定耐用年数よりも長く設定することにより、リース料収入はリース期間に応じて均等に計上されるのに対して、定率法による減価償却費・借入利子がリース初期に多く計上されることに着目して損金がリース料収入を上回るよう仕組んだ取引である。

63年リース通達では、53年リース通達と同様に中途解約禁止でフルペイアウトのリース取引のうち、次のいずれにも該当するリース取引で、リース期間がリース物件の法定耐用年数の100分の120に相当する年数を超えるものは金融取引又は売買取引とすることとしている。

(注) 再リースすることが明らかな場合には、リース期間にその再リース期間を含める。また、中途解約する場合であっても、借主がリース期間のうちの未経過期間に対応するリース料の概ね全部を支払うこととされているもの又はそのリース物件を引き取ることが明らかであるものはフルペイアウトとして取り扱う。

- ① リース物件が一旦借主により取得された上、貸主との間でリースバックが行われたものであること、又はリース物件を貸主が直接取得した上で借主に賃貸する形式をとっているものであっても、その選定、サプライヤーとの交渉を借主が行っているなどその取得が実質的に借主が行っていると認められるものであること
- ② 借主が公正な市場価格でリース物件を購入する旨の取り決めがないこと

(注) これは、リース期間満了時にはもはやその物件の処分価値が見込まれない場合は公正市場価格の定めがないものとする趣旨である。

(3) 平成10年度改正

平成10年度の税制改正で、リース取引の意義、リース取引のうち売買又は金融とするものの範囲等に関する規定が設けられた。その内容は、これまでの長官通達（53年・63年リース通達）の取扱いをほぼ踏襲したものとなっているが、私法上適法・有効に成立した賃貸借取引を税法上明確な規定もなく売買とすることに対して強い疑問が投げかけられていた⁽⁹⁾ことからすれば、これは画期的なものといえる。また、併せて国外リース資産の減価償却方法及び少額減価償却資産の取得価額基準が改正されたが、それらの概要は次のとおりである。

イ 内国法人のリース取引に係る所得の計算（法法令136の3）

(注) 平成10年10月1日以後締結するリース取引について適用される。

(イ) リース取引の意義

リース取引とは、資産の賃貸借のうち次の要件を満たすものをいう。

なお、このような規定振りは後述のリース会計基準におけるファイナンスリースの定義と同じものとなっている（51頁参照）。

- ① リース期間の中途で契約解除できないリース取引（これに準ずるもの）を含む）
- ② 借主がリース資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受しつつ当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの
- (イ) 売買として取り扱うリース取引
 - 次のいずれかに該当するリース取引（これらに準ずるもの）を含む）については、売買として取り扱う。
 - ① リース期間終了の時（又は中途において）、リース資産が無償又は名目的な対価の額で借主に譲渡されるもの
 - ② 借主に対して、リース期間終了の時（又は中途において）リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの
 - ③ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中を通じ借主によってのみ使用されると見込まれるもの又はリース資産の識別が困難であると認められるもの
 - ④ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるもの（貸主又は借主の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る）
 - (カ) 金融として取り扱うリース取引
 - 内国法人が譲受人から譲渡人に対してリースすることを条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及びリースに至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付があったものとする。
 - ロ 外国法人等が国外業務の用に供するリース資産の減価償却（法法令48①七）
 - 賃貸借取引に該当するリース取引の賃貸資産で、外国法人等の国外における業務の用に供される資産の減価償却は、リース期間定額法による

こととされ、平成10年10月1日以後締結したリース契約に係る資産から適用される。

ハ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入（法法令133、133の2）

事業供用時に損金算入できる少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられ、平成10年4月1日以後に取得する資産から適用されることとなった。リース会社は、少額減価償却資産の即時損金算入による特典を受けてリース料を引き下げるという形でユーザーに利益を還元することが可能であったが、それが制約されることからリース会社及び借主双方にとって、リースの税務上のメリットが低減することになる。

なお、20万円未満の資産（国外リース資産及び上記の即時損金算入の適用を受けたものを除く）については、事業年度ごとに一括して3年間で償却する方法を選択できることとされている。

〔注〕

- (1) リース事業協会編「リース事業協会10年史」5頁、松田安正稿「新リース取引の理論と実務」NBL272号44頁
- (2) 宮内義彦著「リースの知識」日経文庫114頁
- (3) 平成9年4月29日付日本経済新聞
- (4) 花堂靖仁稿「わが国におけるリース会計の現状と課題」会計153巻2号226頁
我が国のリース取引の1件当たりの平均金額は、400万円弱で、リース契約全体の半分強を占める通信機器・事務用機器の1件当たりのそれは300万円以下とされている。
- (5) 宮内前掲著186頁

○ リース対象物件比較（1988年）

日本		米国	
情報関連機器	51.9%	コンピュータ	18.2%
一般機械設備	23.5	航空機	15.1
輸送用機器	4.9	トラック・トレーラー	9.2
医療機器	3.3	通信機器	8.3
商業用設備	10.8	事務機器	7.9

- (注) 米国については自動車を除く。
- (6) 植松守雄稿「所得税法の諸問題」税経通信1990年11月号41頁、最高裁昭和43年8月27日判決、税資53号313頁
- (7) リース事業協会前掲編15頁
- (8) 武田昌輔編「会社税務釈義」1巻1512頁
- なお、リース取引を売買として取り扱うことについては、リース料の収益計上に見合う減価償却費は税務上の限度額以内であるので借主とリース会社を通じてみれば問題はないとしてそのような取扱いに批判的な意見もある。しかし、リース取引に係る借主と同一の物件を延払条件付により購入した者との間の税負担を問題としているのであるから、借主貸主双方の費用・収益が対応しているからといって、その問題点が解消する訳ではない（花堂靖仁稿「新通達と米国税務会計におけるリースの取扱い」税務弘報26巻12号72頁）。
- (9) 日本税理士連合会長の諮問機関である税制審議会（会長：金子宏学習院大学教授）答申「租税回避について」税経通信53巻3号別冊158頁

第2章 リース契約の法的性格

第1節 リースの意義等

1 リースの意義

リースの意義について、裁判で主張されたものでリースの特徴をよく説明しておりリースを正確に表現しようとなれば恐らくこのようになると思われる所以、長くなるが引用してみたい。

リース契約は、リースの借主が自己の業務に適合する規格・仕様の物件を任意に選択して特定し、借主が自ら選択した売主と自主的に交渉して、特別仕様の追加、価格、納入方法等を取り決める一方、リースの貸主は、借主が既に売主との間で協定した売買条件に基づき借主に代わって売主からこれを購入した上、右物件を貸主から借主に対して合意したリース料その他定型的な契約に基づき所定の期間使用収益させるものである⁽¹⁾。

換言すれば、リース契約は、貸主が借主に対して一定期間ある物件を使用収益させる見返りに一定額のリース料を收受することから、外観上は賃貸借と極めて類似したものとなっているが、貸主は、当該物件の購入代金、付随費用のほか一定の利益をリース期間内に借主から支払われるリース料をもって回収することから、実質的には、借主に対して物件取得資金を融資したのと同様の経済的効果を供与することを目的とするといえよう。このようなファイナンスリースが我が国のリース取引の大半を占めている。以下において、リース取引の成立過程に即して関係当事者の法律関係と裁判例等を参考としてリース契約の法的性格を検討したい。

2 リースのメリット

リースの主なメリットは次のとおりである⁽²⁾。

① 事務的な負担の軽減

企業が機械設備を取得すると、減価償却を始め租税公課や保険料の負担

など事務上の様々な負担が必要となるが、リースを利用した場合には、リース会社にリース料を支払うだけでこのような事務的な負担を回避することができる。

② 財務比率の悪化防止

リースを利用した場合には、会計処理上はリース料を費用に計上すればよく、リース債務を貸借対照表の負債の部に計上することを要しないことから、企業にとっては、借り入れ（融資枠）を残したままの形で必要な機械設備を調達できるとともに、借入金によって資産を取得した場合と比べると見かけ上財務比率を良く見せる。

③ 技術革新・陳腐化への早期対応

自己が所有するところの陳腐化、技術革新の激しい事務機器にあっては、臨機に更新することが必ずしも容易ではないが、リースによる場合には予め更新時期を見込んでリース期間を設定することにより円滑に新機種に交換できる。

3 リースの仕組み

リース取引は、一般的に次のような手順で契約が交わされる⁽³⁾。

イ リース物件の選定

ユーザーが、サプライヤーとの間で自分の希望に沿った品質、性能の物件を選定するとともに価格、納期、納入場所、決済方法等リースを行う際の諸条件を決定する。

ロ リース契約の締結

ユーザーからリース契約の申し込みを受けたリース会社は、ユーザーに見積書を提示した上でリース期間及び期間中にユーザーが支払うべきリース料の額を決定する。リース会社は、ユーザーの信用調査を行うため財務諸表や営業報告書等の提出を求めて書類審査を行った上、リース契約を取り交わす。リース会社によるユーザーの信用調査は厳格であるが、一般的に金融機関から融資を受ける場合よりは早いといわれる。それは迅速性が

リースのセールスポイントでもあるからである。

なお、リース債権保全のため契約書には連帯保証人の署名捺印が必要とされる。

ハ 物件の発注と売買契約の締結

リース契約が締結されると、リース会社はサプライヤーに物件を発注し売買契約を交わす。サプライヤーへの注文書には物件の発注はユーザーとのリース契約に基づいて行うものであることが明示されており、物件の納入、物件の瑕疵担保、補修・保守サービス等はユーザーに直接履行すべきこととされる。

ニ 物件の納入と借受証の交付

サプライヤーは、リース会社との売買契約に基づき物件をユーザーに直接引き渡す。ユーザーは、物件を検収してそれが契約に適合するものであるときはその旨をリース会社に借受証をもって通知する。すなわち、リース会社への借受証の交付をもって物件が引き渡されたものとみなされ、リース契約が開始する。リース料は、原則として前払方式となっている。

なお、リース物件には通常所有主であるリース会社の標識を貼付すべきこととされているが、これは第三者による即時取得（民法192）を避けるためである。

ホ 売買代金の支払・リース物件の使用収益

借受証の交付を受けたリース会社は物件の対価をサプライヤーに支払う。ユーザーは、物件を使用収益するとともに、リース料をリース会社に支払う。リース期間が終了すると、ユーザーは、物件をリース会社に返還して契約関係が終了する。一般的にはユーザーは物件の使用収益を継続（更新は1年ごと）する選択権を有しており、その場合のリース料は名目的なものとなっている。

このようなリース取引の成立過程をみると、ユーザーは、自己の判断でサプライヤーを選定するとともに、物件の品質・性能を決定し、その引渡しを受け検収を行う。リース会社は、このようなユーザーによるサプライヤーの

選定のみならず物件の品質・性能の決定、物件の引渡し及び検収には関与しないところにリース取引の大きな特徴がある。

[注]

- (1) 最高裁昭57.10.19判決、民集36巻10号

なお、最近リースの経済的実質を重視する立場から、ファイナスリースは元来機械設備等への投資のための金融であったものを機械設備等の貸貸借に転換（ファイナスの形式転換）することにより、前者では得られない会計上、税務上の効果を狙うものであるという注目すべき見解がある。大垣氏は、ストラクチャードファイナス（仕組み金融）について、リース以外にも住宅ローンとか自動車ローンといった金銭債権、更には不動産を特別目的会社等を介在させることによって有価証券に転換し、原資産のままでは得られない高い換価性を付与することによりコスト低減、有価証券化・小口化を通じて広く投資家を獲得することが可能になると説明されている（大垣尚司著「ストラクチャードファイナス入門」日本経済新聞社182頁）。

- (2) 松田安正稿「新リースの理論と実務」NBL276号45頁、森住祐治著「リース取引の実際」日経文庫28頁、駒崎清人・藤野信雄著「リース取引の税務と会計」清文社365頁
- (3) 神崎克郎稿『リース』遠藤浩外編「現代契約法大系5巻」268頁、森住前掲著62頁

第2節 当事者間の法律関係

世上様々なるリース契約書が公表されているが、以下において、これらの契約書を基に当事者間の法律関係をみておきたい⁽¹⁾。

1 リース会社とサプライヤー間

- (1) リース契約と一般の売買

リース会社は、ユーザーがサプライヤーとの間で約定した物件の規格、仕様、性能等のほか、納入時期、検収期限等物件の納入に関する事項及び物件の保守に関する事項等に従ってサプライヤーと売買契約を締結する。このためリース契約は一般の売買契約と異なったいくつかの特徴を持っていいる。

一般的に売買契約においては、物件の所有権が買主に移り、買主の貸借対照表に資産として計上される。減価償却が行われ、技術革新の激しい今日、それらの資産は陳腐化の危険にさらされることもあるが、物件の保守・管理を始め税負担や保険付保も自己の責任で行うことになる。また、目的物件に瑕疵があり買主が契約による目的を達することができない場合には、買主がその瑕疵を知らないときは契約の解除ができる、それ以外のときは売主に対して損害賠償金を請求することができる（民法570、566）。買主は、所有権に基づき物件を使用収益するだけでなく、第三者に転売することも、担保に供することも自由にできる（民法206）。

これに対してリース契約においては、リース会社は、ユーザーから申込みのあった物件についてリース契約を交わすので常時物件を保有していない。つまり、自己の危険と負担において物件を取得する事がない。このため、リース会社がサプライヤーとの間に売買契約を締結する時期は、ユーザーとの間にリース契約が締結され、その利用とリース料の支払が確保された時以降となる。また、リース会社は、一般の売買におけるような物件に関して買主としての関心は薄く、ユーザーに物件取得資金を融資することに関心を持っている。したがって、リース会社は、物件の所有主としてユーザーに対して瑕疵担保責任を負う筈であるが、特約で排除されており、サプライヤーは物件の品質、性能等がユーザーのニーズに合致したものであることをユーザー（又はリース会社）に保証すべきことが契約で織り込まれている。

(2) リース契約と割賦販売

割賦販売は、信用売買の一種で割賦販売法により規制されているが、基本的には売買契約に関する規定が適用される。割賦販売は、代金を分割して支払う契約であり、代金の支払が完了するまでは所有権が売主に留保されることから買主は割賦期間中は自由に当該資産の売却、転貸ができないが、自己の資産と同様に資産計上し、減価償却を行う。買主が割賦代金の支払を怠ると、売主は支払の催告をした上契約を解除できる。その結果、

買主は法定利率による遅延損害金のほか当該資産を返還する場合はそれまでの間の使用料を、返還しない場合は割賦購入価額の全額を支払う必要がある⁽²⁾。

このような点からみると、法的にはリース会社が物件を所有していることからリース契約は割賦販売に類似しているが、割賦販売が割賦販売法を根拠とするのに対してリース契約はリース会社が作成した普通約款に基づく取引である点が異なっているのみならず、割賦販売では代金支払完了時に所有権が買主に移転するのに対してリース契約ではリース期間が終了しても所有権はユーザーに移転しない点が大きく異なっている。

2 ユーザーとサプライヤー間

リース取引においては、リース会社とサプライヤー間の売買契約、リース会社とユーザー間の賃貸借契約があるのみであるが、契約の成立過程に即していえばユーザーがサプライヤーと交渉して物件を選定し、価格、納期、保守サービス等のリース契約に関する諸条件を取り決めることから、その実質的な売買関係に着目してサプライヤーがユーザーの利益のためにリース会社と契約を交わしているという見方もある⁽³⁾。

3 リース会社とユーザー間

(1) 契約における特徴

リース会社とユーザーはリース取引において核となる当事者といえるが、契約に即して見てみると両者の法律関係の特徴は、次の3点において顕著である。

イ 借受証

- ① リース取引においては、ユーザーがサプライヤーと交渉して物件を特定した上、リース会社にリース契約を申し込むことから、リース会社は通常の場合物件を保有していない。リース会社は、ユーザーの指定により様々なメーカーの多種多様な物件を購入してその利用に供す

るので物件を保有するのが現実的ではない。この点でリースは諾成契約であるとはいえ、リース会社とユーザー間に具体的な権利義務関係が生ずるのは物件が引き渡された時以降とする必要がある。実務上はリース会社は、ユーザーがサプライヤーから物件の引渡しを受けて検収したことを確認するための手段として借受証の授受をもって行うこととしている。

② ユーザーからリース会社に借受証が交付された時は、ユーザーはその日から物件の利用ができるとともにリース料支払義務を負う。物件に瑕疵がある場合にもリース会社が瑕疵担保責任を負わない旨特約で定めるので、ユーザーは借受証に瑕疵があることを必ず記載する必要がある。

口 リース料支払義務

リース契約では、中途解約ができず物件の滅失の場合を除き、ユーザーは物件の利用の可否如何にかかわらずリース料の支払義務を免れないことからこのリース料債務は、確定金銭債務に似た性質を持っている。

ハ 再リース

ユーザーは再リースを行う権利を有する。契約更新をした場合における再リース料は当初の1割程度の金額で、再リース期間も1年毎とされる。このように再リース料が低額なのは、本来リース会社はリース期間内に物件の取得価額及び付随費用の殆どを回収するようにリース料を定めているからである。

(注) リース物件は期間満了後貸主に返還すべきこととされているが、それらの物件は借主のニーズを汲んで調達されたもので一般に汎用性がないことから、低廉のリース料による再リースはその調整弁としての機能を果たしている⁽⁴⁾。

(2) 貸貸借との相違

貸貸借は、当事者の一方が相手方に物を使用収益させ、相手方がこれに賃料を支払うことを約することにより成立する（民法601）が、リース契

約は、リース会社の作成した普通約款がその根拠となっており、賃貸借とは異なる次のような特徴を有している。

イ 賃貸借においては、貸主は、借主に対して物件を約定の内容に従って使用収益させる義務を負い、その物件について借主が約定どおりの使用収益をするために必要な保守義務を負っている（民法606）。借主が自らの費用で行った保守負担額は貸主に対して請求できる（民法608）。

これに対してリース契約では、リース会社はユーザーがリース物件を使用収益することを容認するだけで、それ以上にユーザーに一定の内容に従って物件を使用収益させる義務を負うものではない。金融的な便宜を供与するに過ぎないリース会社はユーザーに対して物件の瑕疵担保責任を負わないことが特約で規定されるが、この特約は、リース契約が債権契約で、契約自由の原則が支配する領域だから有効とされている。また、ユーザーが修繕・保守義務を負うこととされているが、それは①ユーザーが善良な管理者の注意義務をもって物件を使用し管理するという形式的な理由によるほか、②リース会社は、ユーザーの指定に従って様々なメーカーの多種多様な物件を購入して利用に供する訳であり、これらすべての物件について修理を行うことは技術的に無理があり、加えて物件が多くの地域に散在していることも考え併せればそれは不可能であるという実質的な理由にもよると考えられる⁽⁵⁾。

ロ 賃貸借では、物件の使用収益が賃料と対価関係にある。借主は、契約期間の中途においても契約を解消させ、物件を返還して事後における物件の賃料の支払を免れることができる。借主が期間内に契約を解除し、物件を返還しても貸主は容易に新たな借主を見つけて賃貸借契約を交わすか、物件を処分して投下資本を回収できる。目的物件が契約当事者の責めに帰しえない事情で滅失し、借主がこれを約定どおりの方法で使用収益できないときは、借主は賃料の減額を請求でき、また、目的達成ができないときは契約を解除することができる（民法611）。

これに対してリース契約では、リース会社はリース物件の取得資金等

をユーザーからのリース料により回収するのであって、リース料はユーザーによる物件の使用収益と対価性を有するものではない。リース会社は、ユーザーが物件の使用収益をするか否かを問うまでもなく、リース料の支払を受ける合理的な利益を有している。このことはユーザーにとってやや酷とみえるかも知れないが、本来リース物件はユーザーがサプライヤーと交渉して選定・引渡し・検収を経て、リース期間が終わるまで自らの支配・管理の下に置く訳であり、また、リース物件が先述のとおり数多くの地域に散在していることを考えれば、その保管状況をリース会社が逐一チェックするのは不可能といえるのでユーザーにそのような危険負担を課することは止むを得ないともいえる。

ハ 貸貸借では、賃借人は賃貸人の同意があれば賃借権を譲渡又は転貸できる（民法612）。また、賃借期間満了に伴って賃借人は物件を返還するが、一定期間前に申し出があれば契約を更新することができる。

これに対してリース契約では、ユーザーがリース契約上の権利を第三者に譲渡したり、転貸することができない。これは債務の履行を確実にするためである。また、ユーザーは契約更新できるのが原則であり、再リースしない場合は事前にリース会社に通知することになる。それはリース会社はリース物件をユーザーのために購入するものの金融的な便宜を供与することが主目的であり、本来的にはユーザーがその物件を使い切ることが予定されているというファイナンスリースの特性からくるものである。

(3) リース契約と破産・会社更生手続

ユーザーがリース期間中に倒産して未払リース料がある場合には、破産法59条又は会社更生法103条の適用があるかという問題がある。すなわち、ユーザーについての破産手続又は会社更生手続開始時に、ユーザーの管財人はリース会社に対して当該契約を解除し事後のリース料の支払を拒むことができるかという点についてである。

（注）破産法59条及び会社更生法103条の立法趣旨は、倒産手続の円滑な進行あるいは

は会社再建にとっての利益を考慮し、相互に担保視される双務契約において、当事者の一方が倒産すると、その牽連性が失われ相手方が自己の債務は完全に履行しなければならない一方で、自己の債権は破産債権あるいは更生債権としてしか配当・弁済されないという不公平を回避することにある。

通説は、リース契約には破産法59条あるいは会社更生法103条の適用は認められないとする。これらの規定にいう双方未履行の債務とは、相互に担保視しうる関係にある債務をいい、また、履行の完了とは積極的になすべき債務履行行為がないことをいうものと解されるからとする⁽⁶⁾。すなわち、リース契約では、リース会社はユーザーに金融的便宜を供与することを目的としており、その便宜を供与した後はリース物件の使用収益とリース料が対価関係に立つものではないのでリース会社には積極的に履行すべき債務はないというものである。

これに対して少數説は、リース会社はリース期間中ユーザーに物件を第三者から妨害なく利用させる義務があり、リース会社は固定資産税や保険料を負担する義務を負っており未履行の債務を負っているので破産法59条あるいは会社更生法103条が適用されるとする⁽⁷⁾。

〔注〕

- (1) 日本私法学会昭和61年度大会・民法部会資料、金融法務事情1130号123頁、宮内義彦著「リースの知識」日経文庫189頁
- (2) 白石裕子稿「リース契約の基本構造」早稲田大学法学会誌24巻268頁
- (3) 松田安正稿「新リース取引の理論と実務」NBL278号47頁では、リース契約締結の際、例えば、①サプライヤーは、物件の品質、性能等がユーザーの使用目的に合致するものであることをユーザー及びリース会社双方に保証すること、②物件に関する瑕疵担保、保守サービスその他便宜供与ないしは義務の履行についてはサプライヤーがユーザーに直接責任を負うこと、また物件に不良、仕様不一致等があった場合にはサプライヤーがユーザー又はリース会社に対して代品の引換え又は損害賠償請求に応すべきことが約定されるが、これらの条項は第三者としてのユーザーの利益のための契約（第三者のための契約）といえるとしている。
- (4) 植松守雄稿「所得税法の諸問題」税経通信1990年10月号60頁
- (5) 庄政志著「リースの実務知識」商事法務研究会158頁、神崎克郎稿『リース』遠藤浩外編「現代契約法大系5巻」272頁

- (6) 最高裁平成7年4月14日判決、民集49巻4号
 (7) 塩崎勤稿『リース取引と倒産』加藤一郎外編「リース取引講座」222頁、庄政志著「リースの実務知識」商事法務研究会186頁

なお、リース会社が破産した場合には、その管財人はリース契約を解除できると考えられるが、少數説の中でもリース会社の破産又は会社更生というユーザー側に何ら責められるべき事由がないにもかかわらず物件の利用権を奪うのは酷であるとの理由から借主を保護するためリース契約を解除するには貸主側にリース物件を自己が使用すべきあるいは他に売却する等の一定の正当な理由を必要とするとの見解がある（塩崎前掲稿238頁）。

第3節 判例の法理

リース契約に関する民事上の裁判例をみると、賃貸借であるとするものは希有といつても過言ではなく、大きくは特殊な賃貸借であるとするもの、形式が賃貸借で経済的実質が金融であるとするもの及び無名契約であるとするものに区分できる⁽¹⁾。

1 特殊な賃貸借とする判決

ユーザーが、リース契約は金銭消費貸借契約であるとして利息制限法による超過額の返還を求めて争ったものである。融資目的でなされたリース契約であっても賃貸借の形式をとって当事者がその意思を有する限りはリース契約として有効に成立しており金銭消費貸借契約が成立する余地はない。本件契約はリースバック契約であり、リース物件がリース会社に販売されたことに伴い、占有改定の方法によってユーザーに引き渡されたものと解すべきであるからリース会社はユーザーに対して本件リース契約に基づき賃料を請求できる⁽²⁾。

2 法形式は賃貸借であるが、経済的実質が金融であるとする判決

(1) リース契約は、形式的にはリース会社が自己所有の物件を借主に利用させるという内容を有するが、実質的にはリース会社が借主に対して金融上の便宜を供与するという面がある⁽³⁾。

- (2) ファイナンスリース契約は、リース期間満了時にリース物件に残存価値はないものとみて、リース会社がリース物件に係る投下資本の全額を回収できるようにリース料が算定されておりその実質はユーザーに対して金融上の便宜を供与するものである。このような契約においては、リース料債務は契約成立と同時にその全額について発生し、リース料の支払が毎月定期とされていても、それはユーザーに期限の利益を与えるものに過ぎず、各月のリース物件の使用と各月のリース料の支払とは対価関係に立つものではない⁽⁴⁾。
- (3) 本件ファイナンスリース契約は、その実体がユーザーに対する金融上の便宜を付与するものであるから、リース料の支払債務は契約の締結と同時にその全額について発生し、ユーザーに対して月々のリース料の支払という方式による期限の利益を与えるものに過ぎない⁽⁵⁾。

3 所有権留保付の売買とする判決

- (1) 法律上の形式にかかわらず経済的にはリース会社がユーザーに対してリース物件を介して金融上の便宜を供与することがその本質をなしており、これによりユーザーはリース物件を所有権留保付で割賦購入するのと同一の効果を受けることになる⁽⁶⁾。

4 民法に規定する典型契約には当たらない、いわゆる無名契約であるとする判決

これには次のように賃貸借に近いものから金銭消費貸借に近いものまで幅がある。

- (1) 本件リース契約は、賃貸借契約とはその外形が類似するものの、賃貸借の概念のみでは律し切れない新しい経済的制度であって、長期にわたって借主に与信を付与し、機械設備を占有・使用させることを目的とする金融的性格を有するものである⁽⁷⁾。
- (2) リース会社とサプライヤーとの間は売買契約、リース会社とユーザーと

の間は賃貸借の要素を含む無名契約たるリース契約として一応把握できるが、両契約関係は、相互に密接不可分な関連を有し、その実質はリース会社のサプライヤー及びユーザーに対する信用供与にほかならず、ユーザーのリース会社に対するリース料は経済的に観察すると金銭消費貸借契約における元利均等割賦返済金の意義を有する⁽⁸⁾。

(3) リース物件が存在しないことをリース開始後に知ったユーザーがそのままリース料の支払を続け完了した後、当該契約が無効であるとしてリース料の返還を求めて争ったものである。本件リース契約の当事者を借主あるいは賃借人と称しているものの、対価を支払って他人の動産等を使用収益することを目的とする賃貸借契約としての特質はさほど重要なものとはいえない、本件リース契約における代金相当額をリース会社がユーザーに融資あるいは肩代わりして支払い、ユーザーがリース会社に当該金額をリース期間で分割返済するといふいわゆるファイナンスリース契約の性格が強い。他方、リース契約の実体として金融の面を強調すればそれは単にリース契約に名を借りた金銭消費貸借契約の一態様ということができるところからユーザーのリース料返還請求は信義則に反して許されない⁽⁹⁾。

以上のとおり、裁判例では法形式が賃貸借でその実質が金銭消費貸借であるとするものが多く、賃貸借とするもの⁽¹⁰⁾及び所有権留保付の売買に当たるとするものは少ない。しかし、リース契約を典型契約のいずれかに明確に区分することは困難であり、また、区分してもそれだけでは余り意味がないのではないか。このことは、裁判例においてリース契約の法的性質に固執せずそれぞれの契約内容に応じて当事者の主張を判断していることからも明らかである。つまりリース契約の適法性が認められる限りユーザーは契約自由の原則の下にリース会社の普通約款に基づき契約を締結するのであるからバリエーションがあり得るとみているようにも思われる⁽¹¹⁾。

〔注〕

(1) 庄政志稿「リースをめぐる判例法理」金融法務事情1130号22頁、加藤雅信稿

「リース取引の当事者」金融法務事情1130号47頁

- (2) 東京地裁昭57.2.17判決（判例時報1051号）
 - (3) 最高裁昭57.10.19判決（民集36巻10号）
 - (4) 最高裁平7.4.14判決（民集49巻4号）
 - (5) 最高裁平5.11.25判決（金融法務事情1395号）
 - (6) 東京地裁昭56.12.21判決（判例時報1035号）
 - (7) 大阪地裁昭51.3.26判決（判例タイムズ341号）
 - (8) 東京地裁昭52.3.31判決（判例時報864号）
 - (9) 東京地裁昭56.10.2判決（判例時報1034号）
 - (10) 東京地裁昭55.9.25判決（判例時報996号、ただし、当事者が賃貸借を前提に訴訟）
- (II) 加藤前掲稿47頁は、リースに関する裁判例をみると、リース契約については当該紛争の争点に即して変幻自在な形で多少便宜的に性格づけられているとしている。また、庄前掲著153頁は、リース取引自体が民法の予定しなかった新しい取引であるから、特殊な賃貸借か非典型契約であるかを論ずることよりも民法の個々の規定につき、その前提となる事実関係がリースにもあるか否かを基準として個別規定の適用の有無を検討すべきであろうと説明されている。

第4節 小 括

リース契約は、外観上賃貸借と類似するが、賃貸借と異なりリース料は物件の使用収益と対価関係にはない。リース会社は自己の投下資本をリース料により回収するものであり、ユーザーはリース契約によりリース物件の取得価額等から成るリース料の支払義務を負う（その債務は確定金銭債務に類似する）。また、リース物件がユーザーによって平穩に使用収益されている間は瑕疵担保責任、危険負担、補修・保守義務等ユーザーの立場は割賦販売に類似しており⁽¹⁾、また、ユーザーが倒産して未払リース料がある場合に破産法59条や会社更生法103条の適用がない点も割賦販売と似ている。

リース会社もユーザーも、その目的とするところは物件取得資金の融資（ないしは物件取得に伴う事務的負担の回避）にあるといえ、ユーザーがサプライヤーに対してリース契約に関する種々の条件につき交渉する段階でリース会社が全く関与しないという事実は、銀行からの借入金でユーザーが物件を調達する場合と似ているようにも思える。そうだとすれば、ユーザーが物件を利用す

るに当たって第三者に損害を与えた場合にもリース会社は一切の責任を負う必要はない。なぜなら銀行からの借入金による物件購入の場合には、その利用に当たり、第三者に与えた損害につき銀行は何ら責任を負わないからである⁽²⁾。しかし、リース契約では物件の所有権が終始リース会社に帰属しリース期間満了後もユーザーに移転することがないことが割賦販売と大きく異なっており、契約自由の原則のもとに適法、有効に成立した賃貸借取引を割賦販売的要素のみを抽出してすべて割賦販売であるとみなすことには無理があるのでないか。

要するに、リース契約は、一義的には金融の便宜供与を目的としたものであるが、賃貸借、金銭消費貸借及び割賦販売の要素が混在しており、それがどの程度混在しているのかは当事者間の資本等の結びつきとリース物件の残存価額如何によって決まるのではないか。サプライヤーがメーカー直系であったり、汎用性のない物件で残存価額が見込まれない場合には、割賦販売的な色彩が濃いといえよう。また、借主が購入選択権を行使する場合における、その行使価額が時価を下回るときも同様と考えられる（購入価額が時価によることとしている場合には、当該リース物件の値上がりによる利益又は値下がりによる損失が貸主に帰属することになるので、貸主が当該リース物件を実質的に所有していると考えられる）。

〔注〕

(1) 伊藤進稿「リース契約の内容上の諸問題」金融法務事情1130号43頁

(2) 白石裕子稿「リース契約の基本構造」早稲田大学法学会誌24巻282頁

第3章 企業会計の潮流と税務

第1節 アメリカ

1 企業会計上の取扱い

(1) リースの定義

財務会計基準審議会が1976年に公表した財務会計基準書第13号（以下「SFAC13号」という）では、リースは、一定期間機械装置、設備等を使用する権利を移転する契約であるとしている⁽¹⁾。

(2) リースの分類基準

リース取引が生成・発展した米国では、早くからリース資産・負債のオンバランスシート化のための研究・取組みが行われてきた（例えば、1949年公認会計士協会・会計研究公報38号「貸借人の財務諸表における長期リースの開示」）。SFAC13号では、リースはキャピタルリースとオペレーティングリースに区分するとともに動産リースと不動産リースに分けて会計処理方法を定めている。更に、借主側と貸主側から分類整理しているが、ここでは借主側からみた動産リースについてみておきたい。次のいずれかに該当すればキャピタルリースとして借主が資産に計上することとしている（それ以外のものは、オペレーティングリースとなる）。

- ① リース期間満了時にリース資産の所有権が借主に移転するもの
 - ② 割安購入選択権が付されているもの
 - ③ リース期間が当該リース資産の経済的に使用可能と見込まれる耐用年数の75%以上であるもの
 - ④ 最低リース料支払総額のリース開始時における現在価値が、リース開始時における当該資産の公正価格（第三者との間で通常売買される額）の90%以上であるもの
- （注）最低リース料支払額（借主が貸主に残存価額の保証をしている場合には、その額を含む）は、貸主が支払うべき管理費用及び適正利益相当額を控除した後

の金額をいう。

(3) キャピタルリースに係る借主の会計処理

イ リース資産の価額

リース資産は、リース期間中に支払われる最低リース料支払総額（貸主が支払う管理費用及び適正利益相当額を控除した後の額）についてリース開始時の現在価値（その金額が公正価格を超えるときは当該価格とする）に相当する金額をもって資産に計上する。

なお、貸主が支払う管理費用及び貸主の適正利益相当額が契約条項から算定できないときは合理的に見積もることになる。

ロ 現在価値を算定するための割引率

最低リース料支払総額の現在価値を算定するための割引率は、原則として借主の追加借入れ利率による。

ハ 減価償却

リース資産が先述のキャピタルリースか否かの判定基準のいずれに当たるかに応じて減価償却の方法が異なる。

- ① 当該資産の所有権が借主に移転する場合又は割安購入選択権が付されている場合には、自己が所有する他の資産と同様の方法で減価償却を行う。
- ② リース期間満了時までに当該資産の所有権が借主に移転しない場合又は割安購入選択権が付されていない場合には、リース期間を償却期間として減価償却を行う。

(注) 減価償却限度額は、リース期間満了時における見積残存価額に達するまでの金額（借主が残存価額の保証をしているときは、当該金額）である。

ニ リース料の取扱い

リース料支払額については、リース期間にわたり債務残高に対する期間利子率が一定になるよう利息部分とリース債務の返済部分とに区分する。

2 税務上の取扱い

内国歳入庁は、1955年機械設備等のリースに関する取扱いを定めた判定基準（Revenue Ruling）55-540を公表した。機械設備等のリースについては、契約時の事実関係、契約当事者の意図等を総合勘案して当該契約が実質的に賃貸借であるか売買であるかを判断することになるが、次のいずれかに該当するときは売買とされる。

- ① 定期的に支払われるリース料の一部が物件の購入代価に充当されるもの（所有持分が増加するもの）
- ② 約定されたリース料を支払った段階でリース資産の所有権が借主に移転するもの
- ③ 短期間に要求されるリース料支払総額が物件の購入代価の大部分に相当するもの
- ④ 比較的短期間におけるリース料支払総額が、一般的に必要とされる賃借料（適正賃借料の額）を著しく超えるもの
- ⑤ 購入選択権付のリースで、選択権行使時の価額が公正価格に比べて名目的なものであるか、リース料支払総額に比して相対的に僅少であるもの
- ⑥ リース料の一部が支払利息に充当されるもの（又は支払利息であると容易に識別できるもの）

更に、内国歳入庁はレバレッジドリースが普及しその弊害が目につくようになってきたことから、1975年歳入手続規則（Revenue Procedure）75-21を公表し、次のすべての要件を満たすものに限り賃貸借として取り扱うこととした（逆に、この要件を満たさないものは売買とされる）。

- ① 貸主はリース期間を通じてリース資産に対して20%以上の投資持分を有すること（単一の出資者リースでは貸主が全額出資するので、これはレバレッジドリースを念頭に置いたものである）
- ② 特別仕様の物件ではないこと
- ③ リース期間はリース資産の見積耐用年数の80%以内であること
- ④ 借主が購入選択権を行使する場合の価額は行使時の時価によること

- ⑤ リース期間満了時のリース資産の見積残存価額が、その資産の取得価額の20%以上であること
- ⑥ 貸主は、リース資産の取得に関して借主から資金援助を受けるとか、第三者から融資を受けるに際して借主の保証等を受けていないこと
- ⑦ 貸主はリース取引により税務上の恩典（加速度償却等）のほか合理的な利益が期待できること

〔注〕

- (1) 秋山正明著「リース会計の実務」中央経済社335頁、宮内義彦著「リースの知識」日経文庫74頁、南博方・岩崎政明稿『リース取引と税金』加藤一郎外編「リース取引講座」金融財政事情研究会277頁、松浦良行稿「会計規制戦略とリース資産化(1)」会計153巻1号63頁。これらのはか、米国を含め諸外国における企業会計及び税務上の取扱いについては大蔵省証券局企業財務課の小谷課長補佐から貴重なご教示を賜った。記して感謝申し上げたい。

第2節 イギリス

1 企業会計上の取扱い

(1) リースの定義

企業会計基準委員会が1984年に公表した会計実務基準書21号（以下「SSAP 21号」という）によれば、リースとは特定資産の賃貸借契約であり、貸主は資産の所有権を保持するが、リース料の見返りとして一定期間その資産の使用権を借主に移転するものであるとしている⁽¹⁾。

(2) リースの分類基準

SSAP 21号によれば、リースをファイナンスリースとオペレーティングリースに分類しているが、ファイナンスリースとは、購入選択権が付されているもの又は資産の所有に伴うリスクと利益の殆どすべてが借主に移転するものをいう。リスクと利益の殆どすべてが移転されるとは、最低リース料支払総額の現在価値がリース開始時においてリース資産の公正価格相当額（通常は、その90%以上）に達している場合をいう。

(注) 最低リース料支払総額とは、貸主の管理費用及び適正利益相当額を控除したもの（借主が残存価額を保証している場合には、その金額を加算したもの）をいう。

(3) ファイナンスリースに係る借主の会計処理

- ① リース資産及びリース債務を貸借対照表に計上することになるが、その計上額は、最低リース料支払総額の現在価値、すなわち最低リース料支払総額をリース開始時における利子率で割り引いて求めたものをいう。
- ② リース料支払額は、金融費用と債務残高の返済部分とに区分する。金融費用は、各年度における債務残高に対して一定の利子率ないし近似値になるようにリース期間にわたって配分する。
- ③ リース資産は、リース期間（再リース期間を含む）と耐用年数のうち短い期間により減価償却する。ただし、購入選択権付リース（借主が選択権を行使することが確実であるものに限る）の場合には、耐用年数にわたって償却する。

2 税務上の取扱い

英国では、税務上資産について経済的所有の概念ではなく、所有権者である貸主が資産計上し減価償却を行う。ただし、購入選択権付リースについては、借主が税務上所有者とみなされ減価償却を行うことになる。

- (1) 秋山正明著「リース会計の実務」中央経済社368頁、松浦良行稿「会計規制戦略とリース資産化(1)」会計153巻第1号63頁

第3節 ドイツ

1 企業会計上の取扱い

(1) リースの定義

ドイツでは、民法で典型契約が規定されているが、リースは、一般的には賃貸借契約と売買契約の間に位置する法形態であるとされている。ま

た、商法上、経営監査士協会からリース勧告（1973年）が出されているが、同勧告では、経済的実質からみて所有権が確認されるときは借主がリース物件を資産に計上すべきものとしている⁽¹⁾。

(2) リースの分類基準

企業会計上は、後述する税務上の取扱いと同様に処理されることになる。すなわち、ファイナンスリースは、一定期間、契約を解除することが当事者間で禁止されておりかつ契約解除ができない期間（基本賃貸借期間という）において借主が支払うリース料支払総額が少なくとも貸主の取得価額及び付随費用の殆どを支弁するものである（それ以外のものはオペレーティングリースとされる）。

(3) ファイナンスリースに係る借主の会計処理

借主は、リース物件を取得価額により資産計上する（この場合、貸主の付随費用を加算することができる）とともにリース債務を負債に計上する。また、リース資産については通常の耐用年数により減価償却を行う。

なお、リース料支払額は利子と債務返済部分とに区分する。

2 税務上の取扱い

ドイツでは、資産の所有者以外の者が当該資産を支配しているときは、その経済的実質に即して資産の帰属を判断する旨の規定が設けられている（租通法39②一）。

税務上リース取引については、連邦大蔵大臣通達が発達されている（1971年4月動産リース通達、1972年3月不動産リース通達及び1975年12月部分回収リース通達）。貸主・借主のいずれにリース物件が帰属するかは大臣通達に基づき判断されるが、通達の内容に触れる前にこの通達に大きな影響を与えたといわれる1970年1月の連邦最高財政裁判所のいわゆる動産リース判決をみておきたい。

上告人であるリース会社は、リース物件の所有権者として当該物件に係る投資補助金の適用を申請したが認められなかったことからこれを不服として

提訴したものである。この判決が出されるまではリースは賃貸借として取り扱われており、連邦大蔵省は、リース物件は借主に帰属するという通達草案を準備していたが経済界の激しい抵抗にあって頓挫していた⁽²⁾。判決要旨は次のとおりである。

- ① 動産財貨に関するいわゆるリース契約の税務上の判定については、経済的観察法が基準となる。リース物件が、貸主又は借主のいずれに帰属するかは個別の事情によって判定される。
- ② ファイナンスリースにおいて、リース物件の基本賃貸借期間が経営上一般的な耐用年数よりも著しく短いもの、借主が延長選択又は購入選択の権利を有し、選択権行使の際に、借主がその時の通常の賃料又は売買価格の計算結果よりも著しく少ない額を支払うこととされているものについては、通常リース資産は借主に帰属する。
- ③ 耐用年数と基本賃貸借期間が概ね一致する場合には、購入選択権の有無を考慮することなく借主に帰属する。
- ④ リース物件が特に借主の諸事情のために編成されかつ基本賃貸借期間経過後は、借主においてのみ経済的に意味がある利用がなされるような場合においては、基本賃貸借期間と耐用年数との関係を考慮せずに借主に帰属する。
- ⑤ リース物件が借主に帰属するとされた場合には、借主は経済的所有者として投資補助金を請求し得る。

さて、動産リース通達では、リースの要件は、基本賃貸借期間の定めがあり、期間中は解約ができずかつリース料支払総額をもって貸主の投下資本を回収するものとされており、次のいずれかに該当するものは借主が資産に計上すべきこととしている。

- ① 基本賃貸借期間が、リース物件の法定耐用年数の40%未満又は90%超であるもの
- ② 購入選択権付リースにおいて、基本賃貸借期間がリース物件の法定耐用年数の40%以上90%以下でかつ購入選択権を行使する際におけるその購入

価額が法定耐用年数表に従って定額法により償却した場合の帳簿価額又は時価（正味実現価額）を下回っているもの

- ③ 期限延長付リースにおいて、基本賃貸借期間がリース物件の法定耐用年数の40%以上90%以下でかつ再リース料が当該物件の減価償却費相当額（法定耐用年数表に従って定額法で償却をした場合の帳簿価額及び残存耐用年数を基に算定される見積価額）より少ないもの

〔注〕 再リース料が減価償却費よりも多ければ借主は再リースを望まない。

- ④ リース物件が借主の特別の注文に合わせて製作され、リース期間満了後も借主のもとでしか有効に使用する価値がないもの（この場合、基本賃貸借期間と法定耐用年数との関係や購入選択権条項の有無は問わない）
なお、動産リース判決が出された後も不動産については依然としてリースは賃貸借取引であるとの見解もあったので、1972年3月に不動産リース通達が発送された。この通達における実質的所有権の帰属判断は、動産リース通達の取扱いに準拠して定められている。

次に、部分回収リース通達であるが、この通達は、コンピュータ、OA機器等がリースの対象となるにつれて投下資本の部分回収型リースが急速に普及したものこのようなりース取引には完全回収型のリースを対象とした動産リース通達や不動産リース通達が適用されないことから発送されたという経緯がある⁽³⁾。

〔注〕

- (1) 本多潤一稿「日独間の国際リース取引」国際税務1985年8・9月号、秋山正明著「リース取引の実務」中央経済社361頁、井上康男著「西ドイツ法人税会計論」白桃書房39頁、木下勝一著「リース会計の論理」森山書店191頁、岩崎政明稿「ファイナンスリース課税の問題点—日独リース通達の比較研究を中心として」ジュリスト861号125頁、南博方・岩崎政明稿『リース取引と税金』加藤一郎外編「リース取引講座」金融財政事情研究会289頁
- (2) 木下前掲著225頁、諸隈正稿「リース契約の租税上の判定に関するB.F.Hの判例」税法学261号1頁
- (3) 南・岩崎前掲稿292頁

第4節 フランス

1 企業会計上の取扱い

(1) リースの定義

フランスでは、一般にリースといえばファイナンスリースを指しているが、資産計上は強制されていない。リース業法では、クレディバイユがファイナンスリースの性格を備えていると考えられるが、リースは次のように定義付けられている⁽¹⁾。

- ① 貸貸借の目的を持って購入された設備財産又は装置資材の貸貸借契約である。取引形態のいかんを問わず、賃料の形でなされる支払額を考慮にいれて決定された一定の金額を支払うことによって貸貸物件の全部又は一部を取得させることを可能とする貸貸借取引をいう。
- ② 企業が購入し又は自己が建設した不動産を営業上使用に供する貸貸借契約である。取引形態のいかんを問わず、貸貸不動産が建てられている土地所有権の直接又は間接的な取得等により、遅くとも貸貸借期間満了時には借主が物件の全部又は一部の所有権者となることが可能となる貸貸借取引をいう。

(2) リース分類基準

会計上明確な規定がない。連結財務諸表を作成する場合において、リース資産を貸借対照表に計上するときは後述するIAS17号等が参考とされる。

(3) ファイナンスリースに係る借主の会計処理

- ① 借主は、リース資産に対する所有権を有していないので、通常の場合資産に計上することはないが、連結財務諸表を作成する場合には、リース資産の計上が認められる。
- ② 賃借料は、費用に計上される。
- ③ 購入選択権が付のリースで選択権が行使された場合には、借主は約定価額で資産計上し、産業ごとに定められる耐用年数を基に減価償却を行

う。

なお、連結財務諸表を作成する場合において資産計上を行うときは、次のような会計処理を行う。

- ① リース資産の価額が契約書で明記されている場合には、その価額による。明記されていない場合には、その資産の公正価格による。
- ② リース資産については、自己所有の資産と同様に減価償却を行う。
- ③ リース料支払額は、利息部分と債務返済部分とに区分する。

2 税務上の取扱い

私法上、クレディバイユは賃貸借契約とされており、税務上もそれを前提として次のように処理することになる。ただし、賃貸借の形式をとっても経済的実質が売買と同視される場合には、売買として取り扱われる。

- ① 賃借料は損金に算入される。
- ② 購入選択権付のリースで選択権が行使された場合には、借主は約定の購入価額で資産に計上し、産業ごとに定められる耐用年数（裁判例により蓄積されたもの）によって減価償却を行う。

〔注〕

- (1) 白石裕子稿「リース契約の基本構造」早稲田法学会誌24巻257頁、南博方・岩崎政明稿『リース取引と税金』加藤一郎外編「リース取引講座」金融財政事情研究会287頁

第5節 リース会計基準の国際的動向

1 会計基準統一化の動き

企業活動が国際化し、企業が海外で資金調達をするとか運用する機会も珍しくなくなった今日、投資家が企業を評価するに際しては財務諸表の企業間比較が求められるところである。また、新型金融商品を始めとしてオフバランスシートとなっている取引を財務諸表に反映させることにより投資家・債権者に財務情報を提供するとの観点から、会計基準の統一化の動きが出て、

1989年国際会計基準委員会（日本を含め80余か国が加盟）から会計処理に関する公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」が公表された⁽¹⁾。会計基準の国際的調整は、各国の法律制度や租税制度の違い、経済発展の差異により必ずしも円滑にいっていないようであるが、長い目でみると企業の国際間比較ができないと日本企業に対する信頼性を損なうことにもなるので、国際基準との調和を図っていかざるを得ないと思われる。

2 IASのリースの意義及び会計処理

IASのリース会計基準17号（1982年）は、基本的にはアメリカのSFAC 13号の考え方を踏襲している。

(1) リースとは、貸主がリース料を得て契約期間中に資産の使用権を借主に移転する契約をいう。

(2) リースはファイナンスリースとオペレーティングリースに区分される。

ファイナンスリースは、資産の所有に伴う便益と危険負担を実質的にすべて借主に移転するものをいうが、このようなりースは、通常解約不能であり、貸主のリースに係る投下資本の回収を保証するものである。具体的には次に該当するものをいう。

- ① リース期間満了時までに資産の所有権が借主に移転するもの
- ② 購入選択権付リース（選択権の行使が確実であるもの）で、選択権行使時の価額が公正価格よりも低額であるもの
- ③ リース期間が当該資産の耐用年数の大部分を占めるもの
- ④ 最低リース料支払総額のリース開始時における現在価値がリース資産の公正価格の相当部分以上であるもの

(3) ファイナンスリースに係る借主の会計処理

- ① リース開始時におけるリース資産の公正価格又は最低リース料支払総額の現在価値のいずれか低い額をもって資産に計上し、これと同額をもってリース債務を負債に計上する。
- ② 計上した資産のうち所有権の移転が見込まれるものは、その資産の耐

用年数により、所有権の移転が見込まれないものは、リース期間又は耐用年数の何れか短い期間をもって減価償却を行う。

- ③ リース料支払額は、利子と債務残高の返済部分とに区分する。利子は各期の債務残高に対してほぼ一定の利子率となるよう計算する。

3 國際的調和への新たなる動き

近年IASの会計基準としての有効性を疑問視する状況が顕在化している。その主な原因は、借主側におけるリース取引の非オンバランスシート化にある。すなわち、米国においては、リース利用企業がキャピタルリースとされる判定基準に触れないようリース契約の内容を取り決めることによってリース資本化を回避する企業行動（会計基準の摺り抜け行動）が指摘されており、リース資産の新たなる認識基準統一化の動きがでている⁽²⁾。

ところで、米国におけるリース資本化に関する実態調査では、リース資産のオンバランスシート化は、リース初期にはオフバランスシートに比べて多額の期間費用をもたらすという理由で回避される傾向にある。すなわち、オンバランスシートした場合、米国では減価償却は定額法が一般的であることから減価償却費が毎期同額であるのに対し、支払利息はリース初期に大きく次第に遞減するからである。費用の期間配分の問題に過ぎないともいえるが、オンバランスシートは、オフバランスシートに比べてリース契約当初に利益が小さくなることが企業に嫌われるということである⁽³⁾。

〔注〕

(1) 秋山正明著「リース会計の実務」中央経済社319頁、駒崎清人・藤野信雄著「リース取引の税務と会計」清文社400頁

(2) 茅根聰稿「リース会計基準の国際的調和への新たなアプローチ」『会計』151巻6号41頁では、次のような興味深い話が伝えられている。

1997年5月イスタンブルで行われた世界リース協議会でリース会計報告書が提案された（この報告書は個人的な研究成果の報告）。すなわち、すべてのファイナンスリースと1年以上の解約不能オペレーティングリースが資産・負債として共通

に認識されるべきであるとしているが、これは実務における単純化を示すものであり、資産を将来の経済的便益を支配する能力があるか否かにより判定しようとするものである。

しかし、この基準によれば1年を超えるすべての解約不能なオペレーティングリースは、リース料支払総額の現在価値で借主が資産計上すべきことになるが、解約可能かどうかを分類する必要があることからその識別基準を明確にするほうが一層困難であるとの批判がある。

- (3) 青木茂男稿「米国におけるリースオンバランスの実態」東京国際大学論叢商学部編49号3頁、茅根前掲稿34頁

第6節 日本の企業会計の動き

1 商法における取扱い

昭和63年6月計算書類規則の改正が行われ、リース資産に関する取扱いが規定された。ただし、リース資産を貸借対照表に強制的に計上することはせず、簿外資産となることを防止する趣旨から、次のとおり特に重要な資産に限り注記させることにより財務情報を開示させることとしている。

① リース資産の注記（計算書類規則18条の2）

重要なりース固定資産につき貸借対照表に注記する（物件名と数量を注記すべきこととしているが、金額までは求めていない）。

② 付属明細書における記載義務（計算書類規則48条①二）

小会社（資本金1億円以下の会社）を除く会社については、付属明細書にリース契約により使用する固定資産の名称を記載する。重要でないリース資産については一括計上が可能である。

2 会計基準の公表

企業会計審議会は、平成5年6月「リース取引に係る会計基準に関する意見書」を公表した。また、その具体的な運用については、日本公認会計士協会が平成6年1月「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」を公表し、我が国においても統一的な会計処理が緒についたところである。その背景及び概要は次のとおりである⁽¹⁾。

(1) 背 景

- ① かつてリースを利用していた著名企業が倒産した際に、リース債務が公表上の債務総額よりも多かったという例があったこともあり財務情報を開示すべきであるとの意見が強くなってきた。
- ② 総資本に対する利益の割合を見る際にはリース資産をオンバランスシートにして企業間比較を可能とすべきである。

(2) リース取引概念

リースは、ファイナンスリースとオペレーティングリースとに区分され、ファイナンスリースは次のように規定されている。

イ ファイナンスリースの要件

ファイナンスリースは、中途解約禁止とフルペイアウトが要件とされている。すなわち、リース期間の中途においてリース契約を解除することができないリース取引（これに準ずるものも含む）で、借主がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができかつ当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるものをいう。

ロ 所有権の移転を伴うリース

我が国では、53年・63年リース通達が企業実務をリードしてきたが、賃貸借とされるリース取引が多いのが実情であったので、会計基準制定に伴う混乱を避けるため、リース取引は原則として売買としつつ所有権が移転しないものは従来どおり賃貸借処理を認め財務諸表に注記することで現実的な解決を図ることとした。

なお、同基準では次のリース取引は所有権が移転するものとしている。

- ① リース物件の所有権が借主に移転することが約定されているもの
- ② 割安購入選択権が付与され、その行使が確実視されるもの
- ③ 特別仕様のもの

ハ 所有権の移転を伴わないリース

公認会計士協会が公表した実務指針では、所有権の移転を伴わないリースのうち次のものはファイナンスリースに当たるとしている。

① 解約不能のリースで、リース期間中におけるリース料支払総額の現在価値がそのリース資産の見積現金購入価額の概ね90%以上であること

② 解約不能のリースで、リース期間がそのリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上であること

(3) ファイナンスリースに係る借主の会計処理

イ 所有権移転リース：リース物件は、取得価額をもって資産計上し、その価額が分からぬときは、リース料支払総額の現在価値又は見積購入価格のいずれか低い価格によって資産計上する。これと同額をもってリース債務を負債に計上する。この場合、リース物件については、自己所有の他の資産と同様に減価償却を行う。

ロ 所有権移転外リース：リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額、未経過リース料残高相当額を注記する。また、当期の支払リース料、利息相当額及び減価償却相当額を注記する。

ハ 次に掲げるものは、財務諸表へその表示を省略できるものとされている。

① リース物件の取得価額が少額⁽²⁾であるもの

② リース期間が1年未満であるもの

③ リース契約1件当たりのリース料支払総額が少額（300万円未満）であるもの⁽³⁾

(4) 会計基準の適用時期

証券取引法に基づき提出される財務諸表等へのリース会計基準の適用について、若干の経過措置が置かれていたが、個別財務諸表（中間財務諸表を含む）レベルでは平成8年4月1日以後開始する事業年度（連結財務諸表レベルでは平成10年4月1日以後開始する事業年度）から完全実施される運びとなっている。

〔注〕

- (1) 新井清光・北村吉弘著「リース会計と実務」税務経理協会3頁、加古宣士稿「リース会計基準の主な論点」企業会計45巻9号30頁、秋坂朝則稿「ファイナンスリースをめぐる会計と税務上の取扱い」租税研究1997年1月号90頁、秋山政明著「リース会計の実務」中央経済社67頁
- なお、我が国で初めてリース取引を理論的に研究したものとしては、日本公認会計士協会・会計制度委員会が公表した研究報告「セール・アンド・リースバックの会計処理」(いわゆる研究報告1号、1980年)があるが、この報告は、米国のSFA C13号を踏襲し実質主義という会計思考を基に基準形成を図ることとしたが、我が国の制度会計になじまないということもあって実務に定着するまでには至らなかつた(秋山前掲著60頁)。
- (2) 実務的には、法人税法における少額減価償却資産の取得価額の損金算入の規定(法法令133、133の2)により処理される場合が多いと思われる。
- (3) 花堂靖仁稿「わが国におけるリース会計の現状と課題」会計153巻2号226頁では、我が国のリース取引をみると、1件当たりの契約金額は400万円弱で、リース契約全体の過半を占める通信機器・事務用機器の1件当たりのそれは300万円に満たないことから、大部分のものが注記さえも省略されることになると指摘されている。

第4章 リース課税問題の考察

第1節 リース課税問題の特質

税務上、リース取引について問題が生じるとすれば損金算入に関する金額とタイミングの問題であるといえる⁽¹⁾。リース料を決定する要因は、リース期間と残存価額であるといつても過言ではないが、中でも残存価額の決め方いかんによってリース料の額が大きく変動することになる。税務上は、リース料が全額損金算入されるのに対して、物件を取得して減価償却を行う場合は残存価額の分だけ未償却となるので後者の方が不利なようであるが、除却時にスクラップ同然であれば未償却分が損金算入となる（仮に除却時に処分価値が見込まれる場合であってもそのような物件であれば貸主のリース料算定に当たって反映される）ので所得計算上は両者に差は生じないのではないか。

次に、損金算入のタイミングについては、資産を取得して減価償却を行う場合は耐用年数が法定されているのに対し、リースを利用する場合は企業の事業規模、資産の保有状況、投資計画等を基にしてリース期間を弾力的に設定することができる。リース期間を耐用年数よりも短縮することが可能であれば、その短縮された分だけ損金の前倒し計上が可能となり、早期の損金算入額に見合う課税所得額が軽減されることになる。資産を購入した場合とリースを利用した場合とを比較計算すると、耐用年数よりもリース期間を短縮できれば短縮された分だけ損金算入の減価償却費とリース料との開差が大きくなり、リースのメリットがそれだけ大きいことが理解できる⁽²⁾ところであり、このため、物件を購入した企業との租税負担のアンバランスを調整する必要がでてくる。

〔注〕

(1) 花堂靖仁稿「新通達と米国税務会計におけるリースの取扱い」税務弘報26巻12号

71頁

(2) 物件を購入して減価償却をする場合とリースを利用してリース料を支払う場合と

を比較すれば次表のとおりである。

〔例〕 取得価額が100万円の機械設備（耐用年数は10年、定率法による償却率は0.206）を5年又は6年でリースし、利子率は5%とする。また、リース会社の管理費用及び適正利益は無視して機械的計算による。

○リースと購入の比較

区分	5年リース	6年リース	減価償却額	償却累計額
1年目	219,976	187,626	206,000	206,000
2年目	"	"	163,564	369,564
3年目	"	"	129,869	499,433
4年目	"	"	103,116	602,549
5年目	"	"	81,874	684,423
6年目	—	"	65,008	749,431
合計	1,099,880	1,125,756	749,431	—

(注) リース期間の短縮化についてのメルクマール（考え方）

リース期間が法定耐用年数よりも短いリース取引において、リース期間満了時の残存価額（処分見積価額）を10%とすれば、計算上は法定耐用年数を経過した時点では残存価額が見込まれないことになる。耐用年数等に関する大蔵省令では、減価償却資産の償却率は残存価額を10%として計算することとされているので、リース物件の減価償却は、当該物件の取得価額90%からリース料を算定する際の残存価額（処分見積価額）を控除した後の額80%を基に行うことになる。定率法により減価償却を行う場合における残存価額が取得価額の20%になるのは、法定耐用年数の70%近くに達した時である。このことは、貸主が、リース期間を法定耐用年数の70%程度より短縮できれば残存価額の確保（借主からのリース料と合わせた投下資本の回収）が可能になるということである（逆に、リース期間が法定耐用年数の70%を超えるときは、投下資本の回収ができず貸主がそのリスクを負担することになる）。

第2節 実務上疑義のあるリース取引

1 実務上問題とされた取引例

税務上は、リース取引の実態に即して賃貸借、売買、金融のいずれに該当するのかを判断する必要があるが、その判断は難しいところである。また、契約を交わす際には、残存価額を見積もる必要があるが、中古市場の発達いかんにもよるものとの技術革新の激しい昨今、リース期間満了時にはほとんど

処分価値がないもののも少なくない（借主が残存価額を保証しているものは別として）と思われ、そうであればリースといつても実は売買と同様の結果をもたらすこととなるので、取引の実態に即して課税の要否を判断するといつても困難な問題を伴うところである。

- (1) リース対象物件は、カタログに基づき製造された機械設備であり、リース期間は法定耐用年数の80%である。リース物件は、メーカーのカタログに基づき製造されるということから一般的には汎用性を有し賃貸借となると思われるが、実態はカタログを基にユーザーのニーズを汲んで設置場所や機器の仕様を決めて製造したものであり、他には転用できないと判断されたので税務上賃貸借とは認められず売買とするのが相当である（メーカーのカタログは製造可能な機械の案内に過ぎない）。
- (2) リース対象物件は、電話回線を利用して水道・ガス等の使用量を検針する機器である。この物件は、水道・ガス等の供給先が建物を取り壊す等によりその供給を取り止めるまで継続的に使用されるものであり、ユーザーは自らの所有物件もあってリース物件を特定させることが困難な状況である。また、リース会社との契約に基づき設置場所を特定することとなっているがそれができないこと等からリース物件は返還することを予定していないと判断されたので税務上賃貸借とは認められず売買とするのが相当である。
- (3) 企業の業務に係るコンピュータシステム開発を行い、納入後はシステム調整、職員研修のためにシステムエンジニアの派遣を受ける賃貸借契約を交わした。しかし、リース取引は物件の所有権を取得して賃貸するものであるが、ソフトウェアは一般的に知的所有権をソフトメーカーに留保したまま使用許諾権の対価を支払うことにより成立する取引であり、所有権が移転しないソフトウェアはリース取引になじまないものと考えられる。また、ユーザーの業務に係るシステム開発は専属性が高く、他に転用することが困難であることから当該取引はユーザーが使用するソフトウェア開発費用の負担であると判断されたので、税務上賃貸借とは認められず金融取

引とするのが相当である。

(注) ソフトウェアであっても、パッケージソフトのOA機器のように汎用性のあるものはリースの対象として認められると考えられる⁽¹⁾。

(4) リース会社が、メーカーから少額減価償却資産を購入し、これを事業会社との間でリースバックするとともにユーザーに転リースすることとした。リース物件はメーカーから直接ユーザーに納入し、引き渡される。このような取引は、53年・63年リース通達のいずれにも抵触せず有効であるかにみえる。

しかし、本件リース取引の実態をみると、事業会社は、リース物件につき危険を負担しないこととされており、当該製品を取得すべき合理的な理由がない。それは少額減価償却資産が一時の損金に算入できるという税法上の取扱いに着目した取引であると判断されたので、税務上賃貸借とは認められずその経済的実質は事業会社のリース物件を介在させた金融取引とするのが相当である⁽²⁾。

2 課税上疑義のあるリース取引

(1) リース期間が法定耐用年数よりも短いリース

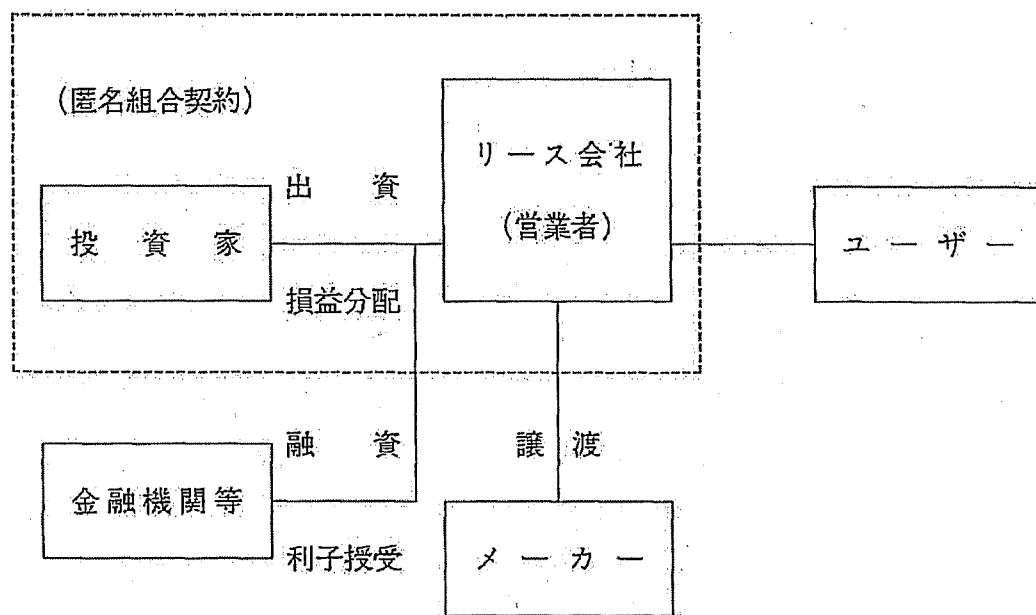
現行では、購入選択権付でリース期間が法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）以下のものは売買とされ、また、購入選択権は付いていないが実質的にこれと同様のものは前払費用として取り扱うことになる。これらの場合におけるメルクマール（70%又は60%）は理論的には妥当であると思われる（56頁参照）が、我が国のリース対象物件は、陳腐化、技術革新の激しい情報関連機器や事務用機器が大半を占めており、少額のリース取引・資産が多いという取引の実情に鑑みれば、ユーザーにとっては購入による場合に比して事務的な負担の軽減を図るというリースの効用も十分理解できるところでありリース取引は必ずしも早期減価償却効果のみを目的とするとはいえないのではないか。

(2) リース期間が法定耐用年数を超えるリース

平成10年度の改正で、外国法人等の国外における業務の用に供するリース資産の減価償却については、定額のリース料収入に対応した償却額とするべくリース期間定額法によることとされ国外リース取引は大きな影響を受けることとなった。

しかし、なおレバレッジドリース取引を巡っては、後述のとおり経済的実質からみて匿名組合を介在させることにより人為的にペーパー上の損失を先行計上させて出資者に割当て、出資者がその損失をもって他の事業上の所得と相殺するというような取引の組成のしかたについては課税上疑惑が持たれるところである。そこで、匿名組合の法的性格、組合員の権利義務関係等を概観した上でこの問題について検討したい。

〔参考〕レバレッジドリース取引図（例）



- (注)1 営業者であるリース会社は、自らは企画する立場にあり子会社をペーパーカンパニーとすることもある。
- 2 レバレッジドリースを組成するに当たっては、(社)リース事業協会の指導の下に出資者の自己資金を物件取得価額の20%以上とすることや減価償却費の損失先行計上割合を160%以下とすること等の自主規制が行われている⁽³⁾。
- 3 ユーザーが倒産した場合には、リース契約及び匿名組合契約が終了する（営業者は、返還されたリース物件の処分代金で借入債務を清算し、残額を

出資者に分配する)。また、リース物件が全壊した場合にも、リース契約及び匿名組合契約が終了する(物件の滅失・毀損の危険はユーザーが負うが、通常保険が適用され、保険金で出資金の清算が行われることになる)⁽⁴⁾。

イ レバレッジドリースは、一般的にリース会社が営業者となって一般出資者と匿名組合契約を交わし、その出資金と金融機関等からの借入資金を基に航空機等の大型の物件を取得してこれをユーザーに賃貸するものである。航空機の使用可能期間が法定耐用年数(大型機10年)よりも相当長く⁽⁵⁾かつ残存価額が高いことからリース期間を法定耐用年数よりも長くしてリース料を低く抑えればリース初期に定率法による減価償却費、借入利子が定額のリース料収入より多くなることに着目した取引である。出資者からの少ない資金を梃子(Lever)に巨額の借入資金を得て税務上のメリットを得るところに大きな特徴がある。

ロ 貸主である営業者が金融機関等から受ける融資は、一般的にノンリコース(借入金の用途がリース物件の取得に限られ、仮にユーザーが返済不能となても融資を受けた貸主・営業者に弁済を求めない融資形態)である。

ハ 税務上匿名組合への出資に係る損益については、出資者に出資額に応じて利益配分、損失分担をすべきこととしている(法基通14-1-3)が、レバレッジドリース取引の中には、出資者に割り当てられた損失額が出資額を大幅に上回るといった例(特約により出資額を超えてリース開始後数年間の累積損失額までの損失分担義務を課すもの)も見受けられ問題が少なくない。リース業界においては、リース後半に収入が費用を上回るよう自主規制を行っているので課税の繰延べに過ぎないと指摘もあり得るが、果してそれでよいのかという問題意識である⁽⁶⁾。

ニ 匿名組合は、商法上、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、相手方がその営業から生ずる利益を分配することを約することにより成立する(商法535)。利益分配の割合は、契約の定めるところにより、それがないときは民法の組合の規定(民法674)を類推して決めら

れる⁽⁷⁾。匿名組合においては、組合員は民法上の組合のような組合財産、債務に対する共有的觀念ではなく對外的には商人である営業者が権利義務の主体である（商法536）。

匿名組合員は、業務執行権を有しないが、営業者の商号中に自己の商号等の使用を認めるなど共同事業者となる場合は営業者と連帶して第三者に責任を負う（商法537）。匿名組合員は、表面的には名が出てこない訳であるが、匿名組合の業務や財産の状況を検査する営業監視権を有している（商法542）。

ホ 商法上は、損失を負担すべきかは明確な規定がないが、匿名組合員は、反対の特約がない限り営業上の損失を負担すると解されている。損失分担の割合は、特約があればそれに従い、特約がなければ利益分配の割合と同じと推定される（民法674）⁽⁸⁾。

ヘ このように考えると、匿名組合の実体は、匿名組合員の営業者に対する利益に連動した貸付に類似するという見方もできる⁽⁹⁾。また、匿名組合は、営業者が自己の名で事業を営んでその結果を組合員に帰属させる仕組みであり、税務上は、民法上の組合と同様に法人格がなく、人格のない社団等にも当たらないので納税義務者となることはない（営業者、各組合員が納税義務を負う）。この点では信託に類似するが、信託のように実質課税の原則によるのではなく、営業者にとってみれば、組合員に対する損益の分配が営業者の所得計算を通じて実現されている⁽¹⁰⁾。

ト 資金の融資がノンリコースであるのでユーザーが返済できなくとも営業者は危険を負担することではなく、営業者に損失が生じたとしても、各組合員の出資額が計算上減少するだけであって、現実に配分される損失相当額の払込みをする訳ではない。組合員が損失を分担した場合には、翌年度以降に利益が生じたとしてもその減少した出資額を穴埋めした後でなければ利益の分配を請求できない（商法538）し、匿名組合契約満了時までに利益で埋め合わせができなければ出資金払戻請求権の金

額がその分減少する（商法541）。

チ 以上の点を踏まえれば、次のことがいえる。

- ① リース会社は、自己の投下資本をリース料により回収するので、リース期間が長くなればリース料は安く、リース期間が短ければ高くなる（汎用性のある物件であればリース料算定に当たって残存価額を控除するので同様のことがいえる）。このことは、リース期間が法定耐用年数を超えていても同じだといえるが、法定耐用年数を延長してまで減価償却をすることは経済的合理性を持った企業であれば通常はあり得ないことである。
- ② 匿名組合員は、損失を分担するとしても追加出資の定めがあればともかく現実に損失相当額の払込みがある訳ではなく、各組合員の出資額が計算上減少するに過ぎない。匿名組合契約の存続期間中は出資金がその分減少するので翌年度以降はその穴埋めをした後でなければ利益が出ても分配請求できないということである。
- ③ したがって、レバレッジドリース取引の経済的実質は、一義的には人為的かつペーパー上の損失を先行計上させ、その損失を割り当てられた出資者がこれと他の事業上の所得と相殺することにより租税負担の軽減を図ることにあると考えられる。匿名組合員が損失を分担することは、弁護士の植松守雄氏が述べておられるように出資金という資産に着目すれば、その評価減を認めることと同様の結果を招来するものであり、法人税法上資産の評価損は厳格な要件のもとに認められている（例えば非上場株式に係る評価損の取扱い：法法33②、法法令68二〇）のと比べるとやや整合性を欠くように思われる⁽¹¹⁾。

〔注〕

- (1) 手塚宣夫著「リース実務と法的諸問題」学陽書房40頁
- (2) 国税不服審判所裁決平成6年4月25日、裁決事例集No.47
審判所は、実質課税の原則を根拠に、本件リース取引はその実態からみて事業会

社がリース物件を取得して賃貸したとは認められず、リース会社との間における金融取引に相当すると認定した。

- (3) 舟橋克剛著「レバレッジドリース・日本型」金融財政事情研究会349頁、秋山正明著「リース会計の実務」中央経済社64頁
- (4) 永沢徹外著「匿名組合の法律・会計税務と評価—投資スキームの実際例と実務上の問題点」清文社110頁
- (5) 小杉丈夫・瀬野克久稿「航空機ファイナンスの現状と法的諸問題」金融法務事情1207号18頁
- (6) 前掲秋山著(279頁)を参考に出資者の投資効果をみてみると次のとおりである。

〔設例〕物件取得価額100億円(耐用年数10年)、残存価額45億円、出資金5億円(物件取得価額の20%の要件を満たしているものとする)、リース期間は12年、年利10%、リース料(年額)11.25億円、借入金75億円

(単位:千円)

区分	リース料収入 ①	支払利息 ②	減価償却費 ③	課税所得 (①-②-③)
前半	1,350,000	771,329	1,498,867	△ 920,196
後半	2,250,000	324,848	501,133	1,424,019
合計	3,600,000	1,096,177	2,000,000	503,823

- (7) 堀口亘外著「商法総則・商行為法」青林書院224頁
- (8) 堀口亘外前掲著224頁
- (9) 大垣尚司著「ストラクチャードファイナンス入門」日本経済新聞社、72頁
- (10) 道垣内弘人稿「団体構成員の責任—『権利能力なき社団』論の現代的展開を求めて」ジュリスト1126号、68頁では、プロジェクトファイナンスの目的、経済的効果等が匿名組合と似ていることが紹介されている。すなわち、その仕組みは、返済財源を特定のプロジェクトに係る収益、資産に限定した金融であり、ある事業を企画する企業が、その事業目的のために特別の団体(ペーパーカンパニー)を設立し、その団体が融資を受ける。その団体は当該事業からの収益以外には格別の資産を持たず、融資をする側はその収益からの返済だけを期待して資金提供をする。
- (11) 植松守雄稿「所得税法の諸問題」税経通信1987年10月号39頁

第3節 結論

- (1) 平成10年度改正において、外国法人等の国外における業務の用に供するリース資産の減価償却は、リース期間定額法によるべきこととされたが、企

業実務ではリース会社の多くがこの方法を探っているところでもあり、課税の弊害をより少なくするためには国内リース取引についても同様の取扱いとすることが必要である。

また、立法政策上の問題ではあるが、先述のとおりレバレッジドリース事業を行う匿名組合への出資金については、その損失分担は実質において資産の評価減と同様の結果をもたらすといえることから何らかの制限があってしかるべきではないか。しかし、レバレッジドリースは広範に普及しており、また、取引を組成するに当たっては、リース業界において出資者の自己資金を物件取得価額の20%以上とすること等の自主規制が行われているという取引の実情を考慮すれば、少なくとも匿名組合員が営業者から配分される損失については、匿名組合員の出資額を限度として他の事業上の所得との損益通算を認め、それを超える損失額は翌事業年度以降において組合から受ける利益の中からのみ控除を認めるという取扱いが必要であると考えられる。

- (2) 今後、新リース規定を執行する上において、リース取引のうち売買とすべきものの範囲等を通達等で明らかにすることになると思われるが、リース期間が法定耐用年数よりも短いリース取引については、先述したようにリースの効用を考慮すれば法定耐用年数の50%程度を基準にしてそれより短い期間のリース取引は減価償却の早期化を狙いとしたものであるとみなし、物件を購入して減価償却をする企業との租税負担の公平を図るために売買とする余地があると考えられる。
- (3) 因みに諸外国の状況をみると、ドイツにおいては、経済的実質に即して課税の要否を判断する旨の規定が設けられており、リース取引に関する税務通達ではリース期間が法定耐用年数の40%未満のものは売買と同視することとしている。匿名組合への出資に係る損失分担について、出資額を限度に他の事業上の所得との損益通算を認めることとされ、また、利益分配について、その実質が利益運動の貸付金であり租税回避に当たるとした裁判例もある⁽¹⁾⁽²⁾。また、米国においては、賃貸借取引とされるレバレッジドリースについては厳しい要件が付されているところであり、租税負担の軽減・回避

を目的とした投資活動等のタックスシェルターについては他の事業上の所得との損益通算を禁止する等の措置が講じられている⁽³⁾。

[注]

- (1) ドイツにおいては、次のような取扱いをしている（植松守雄稿「所得税法の諸問題」税経通信1987年10月号39頁、永沢徹外著「匿名組合の法律・会計税務と評価－投資スキームの実際例と実務上の問題点」清文社10頁）。

匿名組合員（法人及び個人）が営業者から受ける損失は、原則として匿名組合員の出資額を限度として営業所得その他の所得との通算を認め、それを超える損失額は翌年度以降において匿名組合から受ける利益の中からのみ控除するものとする。

- (2) 清永敬次著「租税回避の研究」ミネルヴァ書房185頁

裁判例では、父親が息子（納税者）の個人事業に匿名組合員として参加し、その利益持分を事業利益の3分の1としていたところ、税務当局は本件契約が租税回避に当たることを根拠に、父親の出資金を息子の事業に対する貸付金とみなし、その利息相当額を経費と認定した。これを不服として争われた事案に対して、裁判所は、匿名組合契約の存在は認めたが、利益持分の定め方が租税回避に当たるとして利益持分を20%が相当であると認定した。

- (3) 米国においては、次のような取扱いをしている（植松守雄稿「所得税法の諸問題」税経通信1987年11月号54頁、須田徹著「アメリカの税法」中央経済社226頁、平野嘉秋稿「パートナーシップ税制の法的構造に関する一考察」税大論叢23巻136頁）。

タックスシェルターへの投資から生じる損失の多くは人為的かつペーパー上の損失であり、課税上の弊害が大きいことから次のような措置が講じられているが、これらの規定は個人及び一定の同族会社等に適用される。これらの規定の適用関係は、アットリスクルールによりフリイにかけられた上、受動的活動からの損失及び税額控除の規定によって制限を受けることとされている。

① アットリスクルール（危険負担ルール）

この制度は、本来の事業と関連のない業務等で生じた損失については、本来の事業所得と通算して課税所得を減少させることを防止するというものである。減価償却資産の所有から生じた控除可能な損失の額は納税者が負担したリスクを限度とされており、ノンリコースの借入金については、納税者はリスクを負担していないものとみなされる。

② 受動的活動からの損失及び税額控除に対する制限

この制度は、納税者が、実質的に規則的・継続的な事業活動に参加していない場合において、そのような事業活動から生じた損失は同様の活動から生じた所得

とのみ損益通算を認めるものである（能動的活動による事業所得等との損益通算を認めないとするものである）。また、受動的活動に認められる税額控除は、受動的活動から生じた税額を限度として控除を認める（控除不足がある場合には、翌年度の受動的活動に係る損失控除又は税額控除として取り扱われる）。

あとがき

我が国のリース取引における対象物件は、陳腐化、技術革新の激しい情報関連機器や事務用機器が過半を占めておりかつ少額のリース取引・物件が多く、また、多くの企業が事務的な負担を軽減するためにリースを利用している状況にあることからいえばリースの効用は大きいといえる。

リース取引が生成・発展した米国では、早くからリース資産・負債のオンバランスシート化のための研究・取組みがなされてきたが、実務上企業が財務比率を良くみせるために他の資産と合算するとか、実質が売買とすべきものを賃貸借として処理するといったリース資本化の摺り抜けの実態も指摘されているところである。我が国では、平成5年6月リース会計基準が公表され、その証券取引法に基づいて提出される財務諸表等への適用は平成8年4月以降開始する事業年度（連結財務諸表については平成10年4月以降開始する事業年度）から完全実施される運びとなっており、オンバランスシート化が図られるかどうかは今後の推移を見守る必要がある。

我が国では、これまで53年・63年リース通達が企業実務をリードしてきたといっても過言ではないと思われる。そこで、本稿では、まずファイナンスリース取引の先駆的な米国におけるその生成・発展過程に即して判例・税務当局の対応を検証した上で我が国における税務上の取扱いを確認する手法を探ることとした。そのため、リース契約の法的性格や企業会計の動向についての考察が後回しになった。研究の途中、リース資産の減価償却の合理性等に関して税制調査会が初めて検討課題として取り上げたところであり、平成10年度の税制改正において、リース取引に関する基本的な事項が明文化される等の改正が行われ、10月1日からの施行を間近かに控えていることから際どいタイミングでの研究報告となった。結論において、課税上の疑念が持たれるレバレッジドリース取引について所要の措置を講ずべきことその他若干の提案をさせてもらったが、今後とも企業会計や民法・商法における研究の動向に注意を払って研鑽を積むこととした。

〔参考〕

リース取引の取扱い等に関する動き

- ・98年（平10）税制改正で、リース取引に関する定義、売買又は金融とするものの範囲等が規定されるとともに外国法人等の国外業務に係るリース資産についてリース期間定額法が導入。少額減価償却資産の取得価額基準の引下げ（20万円未満⇒10万円未満）
- ・94年（平6）日本公認会計士協会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」
- ・93年（平5）企業会計審議会「リース取引に係る会計基準に関する意見書」
- 1990
 - ・88年（昭63）商法（計算書類規則）改正—重要なリース資産は貸借対照表注記
 - ・88年（昭63）長官通達直法2-7ほか「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」
 - ・84年英国企業会計基準委員会・SSAP 21号
- 1980
 - ・82年国際会計基準委員会・IAS 17号
 - ・78年（昭53）長官通達直法2-19ほか「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」
 - ・76年米国財務会計基準審議会・SFAC 13号
 - ・75年米国内国歳入庁、リース判定に関する手続規則（75-21）
 - ・75年ドイツ連邦大蔵大臣の部分回収リース通達
 - ・72年ドイツ連邦大蔵大臣の不動産リース通達
 - ・71年ドイツ連邦大蔵大臣の動産リース通達
- 1970
 - ・70年ドイツ連邦最高財政裁判所の動産リース判決
 - ・68年（昭43）最高裁リース取引課税に関する判決
- 1960
 - ・63年（昭38）(株)日本リースインターナショナル(株)日本リース設立
 - ・59年米国租税裁判所・Starr Estate事件判決
- 1950
 - ・55年米国内国歳入庁、リース判定基準（55-540）
 - ・52年米国U.S.リーシング社設立
 - ・49年米国AICPA-ARS（会計研究公報38号）「賃借人の財務諸表における長期リースの開示」

主要国におけるリース取引の税務上の取扱い

日本	アメリカ	ドイツ
<p>○ 内国法人のリース取引に係る所得の計算（法令136の3） (イ) 平成10年10月1日以後締結されるリース取引について適用される。</p> <p>(1) リース取引の意義 リース取引とは、資産の貸借のうち次の要件を満たすものという。 ① リース期間の中途で契約解除できないリース取引（これに準ずるものを含む） ② 借主がリース資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受しかつ当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの</p> <p>(2) 売買として取り扱うリース取引 次のいずれかに該当するリース取引（これらに準ずるものと含む）は、売買として取り扱う。 ① リース期間終了時又は中途においてリース資産が無償又は名目的な対価の額で借主に譲渡されるもの ② 借主に対して、リース期間終了時又は中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの ③ リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中を通じて借主によってのみ使用されると見込まれるもの又はリース資産の識別が困難であると認められるもの ④ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当の差異があるもの（貸主又は借主の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することになると認められるもの）</p> <p>(3) 金融として取り扱うリース取引 内国法人が譲受人から譲渡人に対してリースすることを条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及びリースに至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、譲受人から譲渡人に対する金銭の貸付があつたものとする。</p> <p>○ 外国法人等が国外業務の用に供するリース資産の減価償却（法法令48(1)七） (イ) 平成10年10月1日以後締結されるリース契約に係る資産について適用される。 貸借取引に該当するリース取引に係る貸借資産のうち外国法人等が国外において業務の用に供するものは、リース期間定額法により減価償却を行う。</p> <p>○ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入（法法令133、133の2） (イ) 平成10年4月1日以後取得する資産から適用される。 少額減価償却資産についての即時損金算入限度額は、10万円未満とされた。 なお、20万円未満の資産（国外リース資産及び上記の即時損金算入の適用を受けたものを除く）については、事業年度ごとに一括して3年間で償却する方法を選択できる。</p>	<p>○ リース判定基準(55-540)では次のとおりである。 (1) リースであるか売買であるかは、契約時の事実関係や当事者の意図等を総合的に勘査して判断する。 (2) 次のいずれかに該当する取引は売買とする。 ① 定期的に支払われるリース料の一部が購入価格に充当されるもの（所有持分が増加するもの） ② 約定された賃借料を支払った段階でリース資産の所有権が借主に移転するもの ③ 短期間に要求される支払額が物件の購入代価の大部分に相当するもの ④ 比較的短期間における賃借料の総額が、一般に要求される賃借料を著しく超えるもの ⑤ 購入選択権行使時の価額がその時の公正価格に比べて名目的であるか、リース料支払総額に比べて相対的に僅少であるもの ⑥ リース料の一部が支払利息に充当されるもの（又は支払利息であると容易に識別できるもの）</p> <p>○ リース取扱規則(75-21)では次のとおりである。 次のすべての要件に該当するものは賃貸借とする。 ① 貸主は、リース期間を通じて当該リース資産の取得価額の20%以上の投資持分を有すること ② 特別仕様ではないこと ③ リース期間は、当該資産の見積耐用年数の80%以内であること ④ 借主による購入選択権の行使時の価額は、その時の時価によること ⑤ リース資産のリース満了時の残存価額は取得原価の20%以上であること ⑥ 貸主は、物件取得に関して借主から資金援助や第三者から融資を受けるに際して保証等を受けていないこと ⑦ 貸主は、リース取引により税務上の恩典以外に合理的な利益が期待できること</p>	<p>○ 動産リース通達（1971年4月）では次のとおりである。 ファイナンスリース（中途解約禁止でフルペイアウトのもの）で、次のいずれかに該当するものは、借主が資産計上する。 ① 基本リース期間がリース物件の法定耐用年数の40%未満又は90%超であるもの ② 購入選択権付リース契約である場合 基本リース期間が法定耐用年数の40%以上90%以下であり、かつ購入選択権を行使する際の見積購入価額が法定耐用年数に従って定期償却をした場合の簿価又は正味実現価額を下回っているもの ③ 期限延長選択権付リース契約である場合 基本リース期間がリース物件の法定耐用年数の40%以上90%以下で、かつ再リース料が当該物件の減価償却費相当額（定期償却後の簿価及び残存耐用年数を基に算定される見積価額）を補填するに足らないもの ④ リース物件が借主の特注で製作され、リース期間経過後も借主のもとでしか使用する価値がないもの この場合には、基本リース期間と耐用年数の関係や購入選択権条項の有無は考慮されない。</p>